



FSA Institute

Discussion Paper Series

ASEAN地域統合における金融分野 自由化進展に向けて

-WTO金融サービス分野の自由化約束をベースとした分析-

國見 真理子

DP 2015-1

2015年6月

金融庁金融研究センター
Financial Research Center (FSA Institute)
Financial Services Agency
Government of Japan

金融庁金融研究センターが刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>

本ディスカッションペーパーの内容や意見は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではありません。

ASEAN地域統合における金融分野自由化進展に向けて

-WTO金融サービス分野の自由化約束をベースとした分析-

國見 真理子¹⁾

概要

近年、ASEANの経済発展及び地域統合の進展に伴い、域内の金融サービス貿易量は急激に増加しており、域内各国での金融サービスのプレゼンスが高まっている。2015年末に発足する予定のAECにおいては、域内金融市場統合等の目標に向けて、各国の金融サービス自由化を進めることは必要不可欠である。

そこで、本稿では、日本政府が行っている対外金融協力・支援の今後のために、ASEAN域内にある重点支援対象国の中で、タイとインドネシアを取り上げて事例分析を行う。

両国の共通点としては、過去20年に2度の金融危機で国内経済が大きな影響を受けるなど金融サービス分野の脆弱性がみられることである。相違点としては、タイは域内では相対的に金融先進国に位置付けられるものの、今後の自由化進展のためには、国内金融サービス業界が抱える幾つかの課題克服が必要である。他方、インドネシアの場合、金融インフラ整備自体が未だ不十分であり、(BCLMVを抜かしたASEAN5の中では)金融発展途上国といえる。

今回は、金融サービスの中核をなす銀行セクターに着目し、WTOやASEANにおける市場開放のための自由化約束の検討や国内事情等の分析を通じ、支援対象国に対する今後の金融インフラ支援に関する試論提示を目指している。

キーワード：金融サービス自由化、AEC、外資規制、GATS、ASEAN

¹⁾ 田園調布学園大学人間福祉学部専任講師（金融庁金融研究センター特別研究員）

本稿の執筆に当たっては、多くの方々から有益な御意見をいただいた。中でもアピバーンシー公使参事官（経済財政）をはじめとする在日タイ大使館の方々、タイ投資委員会（BOI）のクリッサダ様、谷野創様（SBCS Co. Ltd）、佐藤友明様、斉藤智之様及び本多知則様（以上、三井住友銀行）、小山光俊様（WTC）及び吉田千之輔様（日本タイ協会）にはわざわざお時間を割いていただき、貴重なご助言を賜った。また、金融庁やJETROアジア研究所及び日本総合研究所の方々からは重要な参考資料をご教示いただいた。悪戦苦闘したリサーチ遂行を温かくサポートをしてくれた家族や友人も含めてここでお世話になったすべての方々に対して記して感謝の意を表したい。なお、本稿は、あくまでも筆者の個人的な見解であり、金融庁及び金融研究センターの公式見解ではない。

構成

1. はじめに
 - 1.1 ASEANの動向
 - 1.2 研究目的
2. 2015年のASEAN共通市場発足と金融サービス分野自由化の進展
 - 2.1 AEC発足に向けた動き
 - 2.2 EUにおける地域統合
 - 2.2.1 規制や基準の共通化・相互承認の進展
 - 2.2.2 地域統合による相互交流の深化と安全保障
 - 2.3 金融サービス分野の自由化
 - 2.3.1 金融サービス自由化進捗状況
3. WTO金融サービス分野自由化約束の再評価
 - 3.1 サービス貿易:初めて多国間交渉の対象に
 - 3.2 GATSの基本構造/金融サービスの特性
 - 3.2.1 一般的な義務及び規律
 - 3.2.2 特定の約束
 - 3.2.3 サービス貿易の態様
 - 3.2.3.1 概説
 - 3.2.3.1 金融サービス自由化との関係
 - 3.3 多国間交渉から地域交渉へ
4. 調査対象国の分析
 - 4.1 はじめに
 - 4.2 タイ
 - 4.2.1 概説
 - 4.2.2 金融サービス
 - 4.2.3 金融サービス分野自由化:WTOとASEANとの比較
 - 4.2.3.1 銀行関連サービスを中心とするWTOの自由化約束
 - 4.2.3.2 ASEANの金融閣僚会議での金融サービス自由化約束に関する合意事項
 - 4.2.4 考察
 - 4.2.4.1 金融サービス自由化約束関連
 - 4.2.4.2 その他の社会問題
 - 4.3 インドネシア
 - 4.3.1 概説
 - 4.3.2 金融サービス
 - 4.3.3 金融サービス分野自由化:WTOとASEANとの比較

- 4. 3. 3. 1 銀行関連サービスを中心とする WTO の自由化約束
- 4. 3. 3. 2 ASEAN の金融閣僚会議での金融サービス自由化約束に関する合意事項
- 4. 3. 4 考察
 - 4. 3. 4. 1 WTO と ASEAN の自由化約束に関して
 - 4. 3. 4. 2 銀行法改正問題
- 5. おわりに
 - 5. 1 タイについて
 - 5. 2 インドネシアについて
 - 5. 3 結語

1. はじめに

1.1 ASEANの動向

ASEANは、ベトナム戦争の影響で反共の立場をとる国々の間で地域協力の動きが活発化したことを背景に、1967年に東南アジア5か国の外相会議における「バンコク宣言」を通じて、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国（ASEAN5）によって設立された²⁾。その後、1984年にブルネイが加盟するなど、加盟国は順次増加（CLMVと呼ばれるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムという域内経済後進国4か国が加盟）し、現在は10か国（ASEAN10）から構成されている。

ASEANの目的としては、第一に地域の経済成長、社会・文化的発展の促進、第二に地域の政治・経済的安定の確保、第三に地域の様々な問題の解決が挙げられる。この目的に則って、過去40年以上に渡り、ASEANの国々は互いに協力し合い、政治、安全保障、経済をはじめとする多くの問題を解決してきた。特に1980年代以降、ASEAN地域は外国企業の進出などによって目覚ましい経済発展を遂げている。

一時的には1997年のアジア通貨危機や2008年のリーマンショックといった深刻な経済局面にも見舞われたが、日本からの経済支援、そしてアジア通貨危機の経験から、域内の国際収支困難と短期流動性困難へ対処や既存の国際取極めの補完によって効果的な危機対処のために、ASEAN+3（日中韓）によるチェンマイ・イニシアティブ（CMI）等の地域的国際協力支援体制が構築されたこともあって、現在はこれらの危機をも乗り越え、ASEAN域内の国々の関係をより強固にするために幅広い分野で活動を行っている³⁾。

このように、ASEANは成功している地域協力機構の一つとして、近年非常に高い経済成長率を示しており、世界中から成長センターとして注目されている。現在、2015年末に創設予定のアセアン経済共同体（ASEAN Economic Community =AEC、以下「AEC」と略す）の形成及び市場統合の取り組みが進展している。これによって、域内の経済活動が益々盛んになることが見込まれる。

その中で金融サービスについては、自由化対象項目として、重要なものに位置付けられる。なぜなら、金融サービスは経済のインフラ的機能も有し、自由化の進展はASEANの市場統合全体の成否にも大きく影響を及ぼすからである。しかしながら、関税低減による自由化を進めやすいモノの貿易とは異なり、金融サービス分野は各国の裁量行政が複雑に絡むため、AECが発足しても自由化への道のりは険しいかもしれない。

他方、現在、日本政府が進めている重点的な金融協力・支援対象国には、ASEANの一部の国（タイ・インドネシア・ベトナム・ミャンマー）が含まれる。国毎に経済発展状況の差異はあるものの、金融サービス分野の自由化に関しては、日本と比較した場合、総じて発展が未だ進んでいない部分がみられる。

²⁾ 例えば、廣田・加賀美(2014), pp5-6を参照。

³⁾ 例えば、末廣(2008), p244、栗原(2011), pp23-24を参照。

従って、このようなタイミングで、当該対象国に対し、日本から金融サービス分野の支援を強化していくことは、ASEANの更なる経済発展のために非常に有益なことといえる。

1.2 研究目的

本稿は、ASEANにおいて現在進行しつつある市場統合の流れの中で、金融サービス分野の自由化に焦点を当てることで、今後の対象国支援に向けて何らかの示唆となるような学術的分析を目的とする。今回は文献調査を主としており、資料収集可能性等の物理的制約があるため、支援対象国の中で市場規模が大きいタイとインドネシアの2か国を調査対象として取り上げる。支援対象国における金融サービスとしては、銀行セクターを中心とする間接金融が中心であるため、今回は銀行セクターを調査対象とする。

本稿の構成としては、次章では、ASEANにおけるAECに向けた状況について検討する。また、ASEANの地域統合を今後進めていくにあたり、地域統合推進の参考例として、EUとの比較検討を行うこととする。

3章においては、ASEAN域内におけるサービス貿易の自由化を進めるにあたり、枠組み作りのために参考としているWTO（世界貿易機関）協定を取り上げる。ここでは、特に金融サービスに関連するGATS（サービス貿易協定）に関する検討を行う。

4章においては、各論として、検討対象国毎の国内経済事情などに鑑みながら、現在、国際約束している金融サービス自由化状況を検討する。

最後に、これまでの検討結果を振り返り、日本から今後の支援を行うにあたり何らかの示唆となるような考察や提言を試みたい。

2. 2015年のASEAN 共通市場発足と金融サービス分野自由化の進展

2.1 AECに向けた動き

ASEANの特徴の一つとして、域内自由貿易を目的とする経済統合の動きが早くから始まったことが挙げられる【表1 AECに向けた主な道程】。1992年のシンガポール宣言において、2008年までに域内関税を撤廃しようとするAFTA（ASEAN自由貿易地域）設置が合意され、翌年から協定が発効した。

域内関税に関しては、CEPT（共通有効特惠関税）システムを構築して、先行する加盟国では2002年までに関税を0～5%に引き下げ、ベトナムなどの後発国ではそれぞれ後から関税引き下げを行うこととされた。2009年にはAFTAと統合されてASEAN物品貿易協定（ATIGA）となり、先行する6か国では2010年までにほとんどの品目に関する関税撤廃を実現し、新規加盟のCLMV4か国は2015年までに撤廃することが定められた。

また、サービス貿易に関しては、1995年にAFAS（ASEANサービス枠組み協定）が合意された。その結果、ASEAN域内における金融、海運、電気通信等のサービス分野の自由化が進展することとなった。

更に、1998年のAIA（ASEAN投資地域枠組み協定）によって、域内への投資促進、外資誘致などを推進したこともあって、先進国等からASEAN域内へ生産拠点を設置するなどの直接投資が活発化した。

AECについては、2007年のASEAN首脳会議でASEAN経済共同体（AEC）構想に関するBlueprintが公表され、以後AEC実現に向けた具体的な目標の下で、国毎に地道に共通化や自由化に取り組んでいる。

このように1990年代から20年以上の時間をかけて、ASEAN域内で物品・サービス貿易の自由化を漸次的に進めてきた結果、域内貿易は益々活発化することとなった。従って、ASEANは、構造的変化が続く世界経済の下で、東アジアの地域経済協力・経済統合の代表格といえる。

【表1】AECに向けた主な道程

1967年 「バンコク宣言」を受けて原加盟5か国（ASEAN5）でASEAN発足
1992年 AFTA（ASEAN自由貿易地域）合意 →モノ貿易自由化。地域統合の開始。
1995年 AFAS（ASEANサービス枠組み協定） →はじめてのサービス貿易自由化。非関税障壁の撤廃。
1998年 AIA（ASEAN投資地域枠組み協定） →域内への投資促進、外国直接投資の誘致推進。
2007年 AEC Blueprint 採択 →2015年にAEC発足予定。
2008年 ASEAN憲章発効
2009年 ASEAN物品貿易協定（ATIGA）、ASEAN包括的投資協定調印。ASEAN政治・安全保障共同体、社会・文化共同体Blueprint採択
2010年 ASEAN先行加盟国域内関税撤廃・削減
2015年（予定）AEC創設、CLMV域内関税撤廃・削減、域内サービス貿易自由化

出典：ASEAN事務局資料、石川幸一・清水一史・助川成也編（2009）p23等を基に作成。

ASEANにおける協力・統合のやり方は、全ての関係者にとって快適となるような漸進的で慎重な緩やかな合意の下、いわゆる「ASEAN Way」という独自の意思決定実施方式によって順次進められてきた。

ASEAN Way とは、（1）法的拘束性のある合意よりも非公式で緩やかな合意を選好、（2）制度的よりも個人的関係を信頼、（3）全加盟国にとって快適な速度による慎重な制度化、（4）行動と選択の自由への制限防止のために国家主権を引き合いに出すこと、（5）過度なリーダーシップ発揮を回避、（6）加盟国の主権平等、（7）コンセンサスによる意思決定といったこと

が特徴である⁴⁾。

この考え方は、1967年のASEAN発足のきっかけとなった「バンコク宣言」における5つの基本方針として、(1)全加盟国の独立、主権、領土保全に対する相互尊重、(2)過度の干渉、破壊、抑圧から解放された国家を存続させるための全加盟国の権利、(3)内政不干渉、(4)平和的手法による紛争解決、(5)武力放棄をベースにしている⁵⁾。

ASEANは地域的共同体の形成およびその進化を目指している。ASEANにおける共同体結成への動きとしては、例えば2003年のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体(AEC)、ASEAN政治・安全保障共同体、ASEAN社会・文化共同体構築が示された。AECに関しては、共同体内で物品、サービス、投資、資本等の自由な移動、公平な経済開発、社会経済的格差解消を保障するとしている。

そこで、AECに関して、ASEAN Wayを利用して、辿ってきた道程について考えてみることにしたい。

まず、2007年11月のASEAN首脳会議で採択されたASEAN経済共同体(AEC)構想に関するBlueprintによって、経済共同体の具体像とその実現に向けた計画が明らかにされた。

Blueprintでは、AECの特徴として4つの戦略目標及び17の中核分野が掲げられている⁶⁾。4つの特徴としては、A)単一市場と生産基地、B)競争的経済地域、C)公平な経済発展、D)グローバル経済への統合が挙げられている【表2 AEC Blueprintにおける戦略目標と中核分野】。

AECによってASEAN全域を自由で開かれた単一市場を構築し、投資・生産も自由に行われて世界の工場となることを目指す。それと同時に、CLMVの重点的開発など地域格差を解消する努力を行う。この4つの戦略目標の実現によって、ASEANが自由で競争的な地域となって、グローバルな世界経済により一層コミットしていくことになる。

AECにおける金融サービス自由化については、「A)単一市場と生産基地」における中核分野の一つである「②サービスの自由な移動」が関係する。また、資本市場におけるハーモナイゼーションを巡っては、同じくA)の「④資本の自由移動」が関係する。

【表2】AEC Blueprintにおける戦略目標と中核分野

戦略目標	具体的中核分野
A) 単一市場と生産基地	①モノの自由移動、②サービスの自由移動、③投資の自由移動、④資本の自由移動、⑤熟練労働者の自由移動、⑥優先統合分野、⑦食料・農業・林業、
B) 競争的経済地域	①競争政策、②消費者保護、③知的財産権、④インフラ開発、⑤税

⁴⁾ ASEAN Wayの詳細については、例えば、Acharya,A. (2001,pp47-50 や Severino, R. C. (2006) ,p35、石川・清水・助川 (2009) ,p27 参照のこと。

⁵⁾ Acharya,Id,p47.

⁶⁾ ASEAN Secretariat (2008),Blueprint,pp6-28.

	制、⑥電子商取引
C) 公平な経済発展	①中小企業発展、②ASEAN 統合に向けたイニシアティブ
D) グローバル経済への統合	①対外経済関係に対する首尾一貫したアプローチ、②グローバル・サプライ・ネットワークへの参加拡大

出典：ASEAN Secretariat(2008), 「ASEAN Economic Community Blueprint」より作成。

(注) ゴシック太字部分は、本論ととりわけ関係の深い部分を指す。

Blueprint の実行によって、ASEAN は、自由貿易地域(FTA) から 2015 年末創設の AEC という「モノ、サービス、投資、熟練労働者の自由な移動、資本のより自由な移動」が行われる地域となる予定である。ただし、AEC によってモノ、サービス、資本や人の自由な移動が実現する単一共通市場が誕生するとはいえども、各国の制限は完全に撤廃・自由化されるわけではなく、経済連携協定 (EPA) の自由化、円滑化の範囲とレベルが近いとされる⁷⁾。つまり、AEC では FTA+ α の構築が当面の目標レベルといえる。

また、欧州地域統合の中で EEC が 1968 年に実現した関税同盟については、AEC の当面の目標には入っていない。AEC では共通政策としての競争政策や消費者保護などが導入される予定ではあるものの、あくまでも極めて基礎的なレベルにとどまっている。

サービス分野については、全分野が開放・自由化されるようになることを目指している⁸⁾。ここでは後述する WTO の GATS が規律する 4 つのモード分類に従い、「第 1 モード」(越境取引) と「第 2 モード」(サービス消費者の越境) については自由化される予定である【表 5 GATS 上のサービス貿易 4 態様】。

他方、サービス産業における外国投資としての「第 3 モード」(業務拠点設置) については、自由化が進展する予定ではあるものの、進出先相手国での経済的影響が大きいことから、外資出資自由化比率は 70% に制限されている。

また、外国人労働者の流入につながる労働市場開放にあたる「第 4 モード」(サービス供給者の越境) についてはどの程度開放されるのかの全容は明らかではない。ただし、自由職業サービス (専門サービス) では資格の相互承認が認められており、ASEAN 域内の一部の国においては単純労働者の自由移動は既に開始されている。

数あるサービス分野の中で金融サービス分野の自由化方法については、加盟各国の金融制度及び社会経済安定性を重視するため、「ASEAN-X 方式」という段階的自由化アプローチを採用する⁹⁾。これは、ASEAN 加盟各国の経済発展状況に応じて漸次自由化を進めるというもので、発展が進んでいる国から先行して自由化を開始し、残りの国は経済的發展に応じて後から自由化の動きに参加するというものである。

金融サービス分野自由化の具体的目標としては、2015 年までに、各加盟国が提示した金融サ

⁷⁾ 石川・清水・助川(2009), p15.

⁸⁾ *Id.*, p16.

⁹⁾ *Id.*, pp11-12.

サービスサブセクターのモード毎に定められている制限の自由化進展を図り、2020年までに残りの部分に関する自由化の進展を図ることを掲げている。ここでの自由化は、WTO事務局によるサービス分類(MTN.GNS/W/120)やモードタイプをベースとして、各国で自由化を約束していくものとされる。

ところで、ASEANのような東アジア地域の地域統合を考えるにあたり、世界の中で最も地域統合が進んでいるヨーロッパ連合(EU)は、地域統合の参考例として取り上げられることが多い¹⁰⁾。

そこで、次に、EUの地域統合の経験からASEANが地域統合を進める上でどのような点が参考になるかを考えてみることにしたい。

2.2 EUにおける地域統合

確かにEUのような歴史的にも文化的にも民族的にも背景が異なる地域統合の経験がただちに東アジアの地域統合の指標や手本になるというわけではない。

だが、EUの地域統合の歴史を学ぶことは、東アジアの地域統合の動きを検討する上で有益である。欧州における地域統合は、経済統合と政治統合という2つの理念が密接に結びつきながら展開してきたといえるが、EEC発足以来、経済統合優先の路線が定着するようになってきている¹¹⁾。東アジアのように政治体制や民族、宗教等が均一でない地域においては、経済面からの統合を優先する欧州の手法は参考になる。特に域内の金融サービス自由化のような経済問題を検討するためには、EUの地域統合の経験から学ぶべき教訓は多いといえる。

例えば、以下のようなEUの地域統合の推進方法は、ASEANの地域統合を行う上で参考となるだろう。

2.2.1 規制や基準の共通化・相互承認の進展

EUでは参加希望国に対し、信号機や道路標識の共通化など日常生活に必要となる数千もの細かな規則を統一化する施策が実行されている。

サービス分野の場合、市場統合以前は国毎に個別の規制を実施していた。金融サービス分野で自由化が先行した英米と比較すると、国内規制の多いヨーロッパ大陸の加盟国においては、英米との成長率の格差が拡大する傾向にあったこともあり、自由化を進める必要性が高まった。

数あるサービス分野が存在する中で、金融サービスは市場統合によるサービス自由化推進を図る上で、重点的な自由化対象の一つである。EUの金融サービスにおける自由化の例として、金融サービス供給者(銀行、保険会社など)がEU内のある国のライセンスを取得すればEU全域で営業できるようになった点が挙げられる。

ただし、金融機関の健全性などのチェックは、母国の規制当局の監督に委ねている(母国監

¹⁰⁾ 坪井(2009), p239.

¹¹⁾ 廣田・加賀美(2014), p72.

督主義)。この母国監督主義をベースとして、EU 域内で各国が相互承認するという形で、銀行などの金融機関はEU 域内で自由に事業展開できるようになった¹²⁾。

この結果、ある金融機関がEU 加盟国で銀行免許を取得した場合、他の加盟国での営業開始には進出先国での免許取得が不要となったため、参入の活発化や免許取得及び規制コスト削減による競争力強化につながる点でメリットがあるといえる。

また、金融サービスの発展に関連する会計分野においては、Regulation EU no. 1606/2002 に基づき、2005 年からEU 域内の上場企業の連結財務諸表作成はIFRS（International Financial Reporting Standard: 国際財務報告基準）の強制適用によって会計基準共通化を推進している。

¹³⁾ この結果、多国籍企業では海外子会社との財務統合や内部の経営管理が容易になり、域内の国籍が異なる企業同士の財務面での比較分析が容易になった。これは資本コスト低下にもつながり、EU の資本市場の競争力が高まったことで、越境的な金融サービス展開が一層円滑になったといえる。

更に、全加盟国ではないとはいえ、共通通貨ユーロの使用により、EU では金融政策の共通化も図られている。通貨統一化などの政策共通化によって、市場統合はより精度の高いものとなる¹⁴⁾。

市場統合によって、税関の除去、公共調達の外資企業への開放及び金融サービス自由化、そして自由化によって規模の経済が働くことで供給拡大作用（サプライサイド効果）を促し、ひいては企業の生産コストや政府の調達コストが低下することにもつながる。

各種のコスト低下は供給価格低下に繋がり、企業の競争力が引き上げられ、家計の購買力を引き上げる。金融サービスの貸付金利のようなコスト低下やサプライサイド効果は、域内の企業投資や家計の住宅投資などを活発化させる。

それらが相まって域内の経済成長率を高めて雇用創出をもたらすようになり、結果的に域内経済発展を促進することとなって、EU の市場統合のプラスの経済効果となっている¹⁵⁾。

このように金融サービス分野を巡っては、EU 域内で完全な単一市場は未だ実現していないものの、市場統合を巡る一連の動きによる経済効果は域内経済活動の活発化に大いに貢献しているといえる。

2. 2. 2 地域統合による相互交流の深化と安全保障

¹²⁾ 田中（2011）, p66. ただし、もともと金融サービス分野は国毎に厳格な監督・保護制度を適用していたため、単一市場形成は容易ではない。1999 年のユーロ導入後も金融監督制度や証券市場の単一化は実現せず、継続的課題として残されている。

¹³⁾ 服部・野村（2010）, p1. 当該 EU 規則の正式名称は、REGULATION (EC) No 1606/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 July 2002

¹⁴⁾ ただし、最近ではギリシャの財政危機のために、ドイツなどの他国の負担が増大するといった通貨統合の負の側面も浮き彫りになってきている。そのため、あらゆる政策を共通化することが地域統合にとって本当に最善策かどうかの判断は、現段階では極めて難しい。

¹⁵⁾ チェッキーニ・田中（1988）, p167.

ヨーロッパの経済統合を推進した原動力として、独仏の存在が挙げられる。両国は長いこと敵対関係にあったが、その原因の一つは両国国境に位置するアルザス地方の石炭と鉄鉱石の領有権問題であった。両国は熾烈な戦争を幾度となく繰り返したものの、結局、根本的な問題解決には至らず、国民国家の枠を越えた地域統合の枠組みを志向しないと根本的な問題解決がされないと観念することになった。

その結果、地域統合実現のための政治的意思を両国の政治主導者が共有したことで、まずはヨーロッパ共同体として出発することになった。

長年敵対していた独仏が和解してヨーロッパ共同体を創設したことで積年の資源領有問題を政治的に解決したという経験は、緊張関係が高まっている現在の東アジア地域においても参考になるだろう¹⁶⁾。つまり、民族、文化や宗教などが多様な国々が集まっており、国民国家のナショナリズムが対立しやすい東アジアにおいては、地域統合による相互交流の深化は地域の経済発展のみならず安全保障にも貢献できる可能性があるからである。特に宗教対立と民族差別が複雑に絡み合ったテロの脅威などの国際的緊張関係が高まっている中で、相互理解と融合を目指す地域統合の動きは非常に重要である。

このようにEUが長い時間をかけて、経済面を中心に政治的な意味でも着実に地域統合を進化させてきたという実績は、ASEANの地域統合においても参考となる点も多いといえよう。

そこで、ASEANにおける金融サービス分野自由化に関する検討を以下で行う。

2.3 金融サービス自由化の検討

ASEANの市場統合の動きについては、これまでのところ、Blueprintに従い、全体的にみれば着実に進展しているようにもみえる。

だが、スケジュール通りに確実な自由化の実行ができるかは大きな課題となっている¹⁷⁾。特に金融をはじめとするサービス分野については、モノ貿易の自由化に比べ、当初の計画通り順調に自由化が進んでいるとは言い難い。ASEAN事務局発表のスコアカードの約束遵守状況によれば、サービス貿易分野については加盟国全てで当初の自由化目的を完全達成できていない状況にある¹⁸⁾。

また、50%以上は達成しているとの加盟国からの自己申告された分野についても、情報の信頼性については、当該スコアカード上には論拠となりうる明確で有用な統計資料源が提示されていないため、疑問が残る。

サービス分野においては、モノの貿易に比べて自由化進展が難しくなっている理由として

- ・越境サービス取引にはモノの貿易のような通関業務が生じないため、数量的な自由化効果計測が困難
- ・サービス統計や各国が提供する情報の信頼性（検証可能性）の問題

¹⁶⁾ 例えば、坪井（2009），p240.

¹⁷⁾ 石川（2008），p. 36.

¹⁸⁾ The ASEAN Secretariat（2010-2011），pp22-24.

・情報公開などの透明性確保の難しさ
といった課題があるものと考えられる。

そこで、ASEAN 域内で金融サービス分野の自由化は実際のどの程度進展しているのかを検討してみる。

2.3.1 金融サービス分野の自由化進捗状況

ASEAN 事務局年次報告 (2013) によれば、域内の金融市場の深化によって、資本市場の発展や銀行や保険の金融市場統合に対する注目が益々集まるようになってきた¹⁹⁾。このことは地域間の金融媒介機能をより強化し、貿易面での市場統合の支援に結びつく。

ASEAN の市場統合に必要な資本市場などを含め、多くの金融サービスセクターでは、ASEAN の周辺国を巻き込んだより広域の ASEAN+3 での協力や Bond Market Initiative といった市場統合に向けた努力が着実に進んでおり、ASEAN 全体としてみれば市場環境の改善傾向などが見られる²⁰⁾。

ただし、ASEAN 事務局年次報告を見る限りでは、個別事項の詳細や加盟国毎の具体的事情などが不明な点は課題として残る。

また、ERIA のディスカッションペーパー (2013) によれば、銀行セクターの規制統合は現状の段階ではかなり困難との指摘もなされている²¹⁾。その理由として、自国の金融セクターの発展状況の格差、リスク負担、安定性などの要因が挙げられている。

そのため、各国の経済発展状況に応じたダブルトラックによる自由化推進が不可避といえる。各国の規制のハーモナイゼーションは、サービス自由化を進展させるにあたり、域内各国の均一競争条件設定というレベル・プレイング・フィールド確保のためにも重要である。

そこで、次章では、ASEAN 域内の金融サービス分野自由化を進めるにあたって、共通認識事項となっている WTO 金融サービス分野自由化について取り上げて検討を行う。

3. WTO金融サービス分野自由化約束の再評価

3.1 サービス貿易:初めて多国間交渉の対象分野に

貿易分野の国際規律に関しては、1948年に始まった「関税と貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade、以下 GATT と呼ぶ。)では、締約国間での輸入物品の関税率引き下げやアンチダンピング措置の発動方法といったモノ貿易に関するものが中心的であった。

しかし、1970年代初頭から、サービスを物品に例えて「サービス貿易」と捉える見解が現れはじめた²²⁾。サービス貿易の重要性が国際貿易の中で高まってきたこともあって、1980年代初

¹⁹⁾ The ASEAN Secretariat (2012-2013), p.37.

²⁰⁾ *Id.*, pp.46-47.

²¹⁾ WIHARDJA (2013), pp.26-32.

²²⁾ 例えば、美根 (1986), pp.9-16. 小寺 (1999), p.1.

めには、物品貿易と並んでサービス貿易を GATT の交渉対象とするべきかの検討が始まった²³⁾。例えば、1982 年 11 月開催の GATT 締約国間会議閣僚宣言においては、①サービス分野における諸問題の検討、②国際機関等を通じた情報交換、③1984 年の GATT 総会にてその検討結果を議論することを骨子とした閣僚宣言が採択された。

日本や欧米などの先進 13 ヶ国・地域がサービス産業に関する国別報告書を提出した結果、サービス産業の高い成長率、統計資料の不明確性、各国の国内規制、マーケットアクセス等の広範な範囲でのサービス貿易を巡る障壁の存在が明らかになった。

このような調査結果を受け、当時開始予定だった GATT ウルグアイラウンドではサービス分野を交渉対象に含めるよう先進国側は主張した。他方、インドやブラジルなどの途上国側は、先進国との経済格差がサービス分野の自由化によって固定化・拡大することを懸念し、サービス分野を交渉対象にすること自体に反対する立場を取った。

先進国と途上国との立場が対立する中で継続協議が行われ、最終的にはサービス分野をウルグアイラウンドの交渉対象に含めることで合意が成立した。

ウルグアイラウンド交渉では、交渉全体を総括する貿易交渉委員会の下に、モノに関する交渉グループとサービスに関する交渉グループが設けられた。サービス分野に GATT の規律を適用するために、金融、基本電気通信等の分野毎に検討することになった²⁴⁾。

このように開始前から難しい交渉だったサービス貿易の自由化ではあるが、1993 年 12 月にウルグアイラウンドが実質的に決着したことで、サービス貿易の分野に関する初めての包括的な多国間協定として、「サービス貿易に関する一般協定」(General Agreement of Trade in Service, 以下 GATS と略す。)として締結されることになった。

だが、ウルグアイラウンド終結時には、金融、基本電気通信、海運の 3 分野のサービス自由化交渉については各国間の合意が成立せず、継続交渉となった²⁵⁾。継続交渉では日本、EC 等は暫定的に妥結したものの、アメリカが最恵国待遇原則の免除登録を行って事実上この合意に参加せず、交渉が中断してしまった。

その後交渉が再開された結果、アメリカも参加する形で 1997 年 12 月に交渉が妥結し、金融サービス分野においても GATS が全面的に適用されることとなった²⁶⁾。

GATS は金融サービスを含むサービス一般に関する包括的な国際法規律と位置づけられるが、特に金融サービスは通信サービスと並んで規制分野として重視される。

次に、GATS の具体的内容について検討を行う。まずは、GATS の基本構造及び金融サービス分野の特性について見てみよう。

3.2 GATS の基本構造/金融サービスの特性

23) 宮家 (1996) , p 4.

24) *Id.*, p6.

25) *Id.*, p6.

26) 日本では 1999 年 2 月 26 日に「サービスの貿易に関する一般協定の第 5 議定書」として公布された。

GATS協定は、サービス貿易に関する初めての国際条約として、1995年に発効した。基本構造としては、加盟国間のサービス貿易に関して最恵国待遇のように加盟国がすべてのサービス分野において負うことになる普遍的ルール(第Ⅱ部)、及び加盟国の経済状況や各サービスの国際競争力に応じて加盟国が義務を受け入れることを表明したサービス分野についてのみマーケットアクセスや内国民待遇の制限に関する自由化約束表に記載した条件及び制限の範囲で選択的に受け入れることができる義務(第Ⅲ部)とを区別している点が特徴である【表3 GATS本文の主な構造】。サービス貿易を巡る紛争については、モノなどの他分野の貿易と同様に、WTOの紛争解決手続に従って処理されることになる(第Ⅴ部)。

【表3】GATS本文の主な構造

<p>【第Ⅰ部 適用範囲及び定義】 第1条 適用範囲及び定義</p> <p>【第Ⅱ部 一般的な義務及び規律】 第2条 最恵国待遇 (MFN) → MFN免除リスト (各国で免除内容を明記) 以下～15条補助金</p> <p>【第Ⅲ部 特定の約束】 第16条 マーケットアクセス (MA) →各国が約束表にて自由化約束の内容を明記 第17条 内国民待遇 (NT) →各国が約束表にて自由化約束の内容を明記</p> <p>【第Ⅳ部 漸進的な自由化】 第19条～21条 特定の約束等</p> <p>【第Ⅴ部 制度に関する規定】 第22条 協議 第条 紛争解決及び実施等</p> <p>【第Ⅵ部 最終規定】 第27条 利益の否認 第28条 定義等</p>

出典：外務省HPを参考に作成。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats.pdf> (最終閲覧日 2014/12/24)

(注) 下線部は、本論に関係ある部分として強調したところである。

3.2.1 一般的な義務及び規律

このような基本構造を持つGATSだが、以下では各国が約束する金融サービス自由化に関する部分について見てみる。まずは全ての加盟国に共通して適用される第Ⅱ部の一般的義務の中核規定について概説を行う。

<一般的義務の中核規定>

● 最恵国待遇 (MFN : Most-Favored-Nation Treatment) 第2条

加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、他の加盟国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。例えば、A国において事業展開を行うB国のサービス提供者に対して与える待遇とC国のサービス提供者に対して与える待遇との間を平等にすることがA国には求められる。

<一般的義務の例外・免除に関する規定>

● 一般的例外 (General Exceptions) 第14条、第14条の2

各加盟国は、この協定の規定にかかわらず公衆道徳の保護、公の秩序の維持、生命又は健康の保護、犯罪の防止、プライバシーの保護及び安全保障等にかかわる措置を採用・実施することができる。例えば、テロ対策のような安全保障の観点から、外国のサービス提供者に対してのみ追加的な負担が課される場合が考えられる。

● 最恵国待遇の免除に係る表 (免除表)

「第2条 (最恵国待遇) の免除に関する附属書」の規定に基づき、最恵国待遇義務に合致しない加盟国の措置であっても、原則10年を超えない期間で、かつGATS発効後5年 (2000年1月1日) 以内に再度審議を行うことを条件に、免除表に記載することによって維持できる。

次に、加盟国毎に特定の約束をした部分だけ自由化を約束するGATS第Ⅲ部の中核的規定をみてみたい。

3.2.2 特定の約束

3.2.2.1 特定の約束の主な規定

GATS第Ⅲ部の特定の約束とは、国毎にどの程度自由化約束を行うかを決めることができる部分である。ここでは、サービス貿易の自由化を図る上で後述の各論部分と関連性の高いマーケットアクセス (MA) と内国民待遇 (NT) に関して、その具体的内容について概説する。

● マーケットアクセス (Market Access : MA) 第16条

マーケットアクセスとは、自国以外の他国の市場に参入することの容易さを指す。サービス貿易の分野においては、他国の当該サービス市場に参入するために進出サービス提供者が越えなければならない非関税障壁のことを指す。

GATS では、マーケットアクセスに関して、各加盟国は自ら約束を行った分野について、自国の約束表で別段の定めをしない限り、以下の措置をとってはならないとされる。

(a) サービス提供者の数の制限

例えば、需給調整に基づき新規レストランの開業免許の付与制限措置といったものがある。

(b) サービスの取引総額又は取引資産の制限

例えば、A国における銀行の総資産のうちを占める外国銀行の資産割合を制限するといった措置がある。

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限

例えば、外国の放送サービスの提供者に対して、外国映画の放映時間を一定の割合に制限する措置といったものがある。

(d) サービス提供に必要であり、かつサービス提供に直接関係する自然人の総数の制限

例えば、外国の1企業の雇用者のうち、外国人比率を一定割合までに制限する措置といった措置がある。

(e) サービスを提供する事業体の形態の制限

例えば、自国企業との合弁企業の形態でのみ外国企業の拠点設置を認めるといった措置がある。

(f) 外国資本の参加の制限

例えば、外国人による株式の取得制限といった措置がある。

● 内国民待遇 (National Treatment : NT) 第17条

GATSにおける内国民待遇とは、約束表に記載した分野については、約束表に定める条件・制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすあらゆる措置に関して、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対して、自国の同種のサービス及び提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならないとされる。

この規定は従来のGATTにも同様のものがある。ただし、両者の違いとしては、GATTでは物品貿易の関税障壁を減らすことで貿易自由化を図るという観点から規律されているのに対し、GATSではサービス貿易やサービス提供事業者の他国での活動を阻害するような非関税障壁を減らすことでサービス貿易の自由化を図ろうとしている観点から規律されている点が挙げられる。

3.2.2.2 サービス自由化約束表とマーケットアクセスの特徴

GATS 第三部の16条 (マーケットアクセス)、17条 (内国民待遇) 及び18条 (追加的約束) で規定される義務については、加盟国が自国の約束表に掲げたサービス分野についてのみ適用される。つまり、加盟国は国内事情のためにマーケットアクセスや内国民待遇の義務を約束す

ることができないサービス分野について、自国の約束表に掲げないことが認められている²⁷⁾。

これまでの GATT にはない GATS の特徴としては、マーケットアクセス (MA) という新しい概念が取り入れられた点が挙げられる。MA の導入理由として、GATT が規律するモノの貿易の場合には国境が国内市場への入口となるので、参入障壁となる関税の引き下げ・撤廃による自由化の進展が明確であるのに対し、GATS の規律するサービス貿易の場合には主として拠点を通じたサービス提供が想定されるため、サービス提供者の拠点設置等に関する各種国内規制が進出先国市場への参入障壁となってしまうことが挙げられる²⁸⁾。

GATS では数々の免除規定、条件及び制限を内包しており、今後のラウンド等の交渉を通じて制限の逡減・撤廃していくことが期待されていることから、現実的で柔軟な漸進的自由化アプローチを採用しているといえる。

このような柔軟に漸進的自由を目指す考え方は、ASEAN の市場統合に向けたサービス貿易分野の自由化方式においても採用されている。ASEAN の金融サービス分野自由化については、経済状況や国際競争力がある国から先進的に自由化を進め、後発国は漸進的に自由化を進める段階的アプローチ (ASEAN-X 方式) をとっており、これは現実的な柔軟な自由化方式といえる。

そこで、以下では、今後の金融サービスの自由化を図る上で、非関税障壁として最も問題になりやすいマーケットアクセス制限 (16 条) についてみてみたい。

GATS においては、(1) 数量的制限、(2) 事業体の法的形態の制限、(3) 外国資本参加制限といった量的制限のみを規制対象としている (16 条)²⁹⁾。例えば、サービス提供者の数の制限や取引額の制限、外資出資比率制限や進出形態制限はマーケットアクセス制限にあたり、当該措置の自由化約束を約束表で記載することになる。

しかし、金融サービス分野については、ウルグアイラウンド終結までに合意に至らず、継続交渉の結果として 1997 年 12 月に付属書の形でようやく妥結した³⁰⁾。付属書では、金融サービスとは金融の性質を有するすべてのサービスであり、加盟国の金融サービスの提供者が提供するものと定義される。金融サービスは、保険・保険関連サービス、銀行・その他金融サービスからなる。ここでは、金融商品取引所での取引、外国為替や決済・清算などのサービスが GATT における関税分類のような形で例示列挙されている【表 4 WTO 金融サービスの分類リスト】。

【表 4】WTO 金融サービスの分類

7. 金融サービス	コード分類
A. 全ての保険及び保険関連のサービス	812**
B. 銀行及びその他の金融サービス (保険を除く)	

²⁷⁾ *Id.*, pp.150-152.

²⁸⁾ 例えば、宮家(1996), p. 8.

²⁹⁾ 他方、資格や免許基準のような制限は質的制限として、別途第 6 条の国内規制条項に置かれることになった。

³⁰⁾ 国松(2006), p. 24.

a. 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ	81115-81119
b. あらゆる種類の貸付け（特に消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む）	8113
c. ファイナンス・リース	8112
d. すべての支払及び送金のサービス	81339**
e. 保証	81199**
f. 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）	
- 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書等）	81339**
- 外国為替	81333
- 派生商品（先物及びオプションを含む）	81339**
- 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む）	81339**
- 譲渡可能な有価証券	81321*
- その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む）	81339**
g. すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む）	8132
h. 資金媒介業	81339**
i. 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）	8119** +81323*
j. 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む）のための決済及び清算のサービス	81339** or 81319**
k. a. から j. までの規定するすべての活動についての助言その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査及びこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む）	8131 or 8133
l. 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア	8131
C. その他	

出典：WTO事務局のサービス分類（MTN.GNS/W/120）と外務省HPに基づき作成。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/jimu.html>, (最終閲覧日 2014/12/24)

3.2.3 サービス貿易の態様

3.2.3.1 概説

WTO加盟国が自ら自由化を約束した約束表を実施するためには、上記のような金融サービスの個別分野毎に、それぞれの態様でどのように自由化を約束するか否かを定めておく必要がある。

GATS 上のサービス貿易における態様は、以下のような4つのモードに分類されている。【表5 GATS 上のサービス貿易 4 態様】

【表5】GATS 上のサービス貿易 4 態様

態様	内容	イメージ
1. 越境取引 (第1モード)	いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供。	
2. 海外における消費 (第2モード)	いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって、他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの。	
3. 業務上の拠点を通じてのサービス提供 (第3モード)	いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの	
4. 自然人の移動によるサービス提供 (第4モード)	いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの	

注) イメージ図の記号 ●: サービス提供者、▲: サービス消費者、■: 業務上の拠点、◆: 自然人、○△◇: 移動前、: サービス提供、: 移動、: 拠点の設置

出典: 外務省 HP を基に著者作成。

URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_5.html, (最終閲覧日 2014/12/23)

第1モード(越境取引)とは、ある WTO 加盟国から他の加盟国の領域へのサービス提供を指す。これは、提供者と消費者が別々の国に所在している中で、光通信回線等を媒介にして、国境を越えてサービス提供を行う形態といえる。例えば、タイ在住の A が、日本所在の B 社にインターネットを通じてオンライン上で融資契約申し込みを行って、日本から融資を受けるといったものが考えられる。

第2モード(海外における消費)とは、ある加盟国の領域内におけるサービスの提供であって、他の加盟国のサービス消費者に対して行われることを指す。つまり、消費者がサービス提供者の所在する国に出向いて、サービスの提供を受けるような形態を意味する。この形態では、

サービス提供自体が国境を越えることなく、提供者の所在する国内で提供され、そして消費されることが特徴である。例えば、日本の航空会社C社が所有飛行機をEUにある航空機メーカーD社の工場に持って行って、現地で修繕サービスを依頼するといったことが挙げられる。

第3モード（業務上の拠点を通じてのサービス提供）とは、ある加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって、他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるものを指す。例えば、日本のE社がタイのバンコクに支店を設置し、タイ所在のF社に対して融資を行うといったことが挙げられる。

第4モード（自然人の移動によるサービス提供）とは、ある加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人を通じて行われるものを指す。例えば、ジャカルタ所在のG社の新規システムサービス開始のため、日本のH社から派遣された専門家が現地で開発・指揮にあたるといったことである。

このようにGATSのサービス貿易においては、いかなる分野であっても4つのモードに分類されて、各加盟国はそれぞれモード毎に自由化約束を行うという点では共通している。

3.2.3.2 金融サービス自由化との関係

そもそもサービス貿易という概念が提唱されるきっかけとなったのは、遠方の二者間で物品を越境取引する一般的な貿易に対応する形でサービスが越境的に取引される（越境取引）の存在である。よって、サービス貿易のモードについては、当初は第1モード（越境取引）を念頭において規定されたともいえる³¹⁾。

第3モード（業務上の拠点を通じてのサービス提供）の形態については、第2モード（海外における消費）と同様に、サービス自身は国境を越えることはないものの、サービス提供者によるサービス提供及び消費はいずれも消費者の国内で実施される点の特徴である。

第4モード（自然人の移動によるサービス提供）は他国の提供者が消費者の所在国でサービスを提供する点では第3モードと同様である。しかし、その提供方法については、第3モードでは業務上の拠点という法人単位などで通じて行われるのに対して、第4モードでは自然人によって行われる点で異なっている。

4つのモード分類方法は、いかなるサービス貿易分野においても共通するものである。

金融サービス分野の自由化との関係でみると、これら4つのモードのうち、第3モードと第4モードについては進出先の国の競合企業の営業活動や国内雇用に与える影響が大きいことから、自由化を進展させるにあたり貿易制限的な措置がとられる傾向が起りやすいといえる。

また、経済のグローバル化に伴い、電子送金や電子決済といった形で第1モードに該当する越境取引は増加している。

だが、国によっては決済システム構築の未熟さなどから、急激な自由化を進めることで影響を受ける国内産業保護のため、保護主義的な政府規制が行われる可能性もありえる。

そのため、金融サービス分野における自由化を図っていく上で鍵となるのは、対外投資活動

³¹⁾ 小寺（1999）, p8.

を伴う第3モードと第4モードである。更に、これらのモードの自由化に合わせて金融インフラ構築とも関係が深い第1モードもあわせて重要になるものと考ええる。

GATSの第1～4までのモード分類は、サービス貿易には様々な活動があるために捉え方が難しいものの、このような形でサービス分野を区分けすることを通じて、今後各国が金融サービスの自由化を進める上で、どのように他国に対し自由化約束をしていくかという方法のヒントを与えているものともいえる。

しかしながら、GATSを規律するWTOでは、ウルグアイラウンド後の新しい交渉ラウンドにおいて、各国の利害対立が深刻化するなどの事情のため、交渉膠着化が続き、実質的に中断に至ってしまっている。そのため、GATSの規律については、現状では大幅な自由化約束の進展は期待しにくい状況にあるといえる。

そこで、以下では、ポスト・ウルグアイラウンド時代におけるASEAN地域の金融サービス分野の国際交渉の動向について検討を行う。

3.3 多国間交渉から地域交渉へ

ASEANを含む東アジア地域では、1997年のアジア金融危機を1つの契機として、自由貿易地域形成といった地域主義アプローチの台頭・活発化が目立つようになっている。

ここでの地域主義とは、自由貿易協定(FTA)によって相互間で関税が撤廃され、モノが自由に移動できる2つないしそれ以上の国で形成される経済地域を形成する手法のことを指す。つまり、WTOのような多国間での関税などの貿易障壁の軽減・撤廃といった貿易自由化を図る方法ではなく、近隣地域の複数国間で貿易自由化を図る手法である。

地域主義台頭の背景には、WTOの加盟国があまりに多くなってしまったことやWTOの自由化交渉対象となる分野が広範になりすぎていること等が挙げられる。ウルグアイラウンドは金融サービスを含むサービス貿易の国際ルールを初めて作るなど目覚ましい成果を上げたものの、それ以後のWTOにおける貿易自由化交渉が思ったように進んでいないのは、WTOでは全加盟国160か国全体の政治的合意(コンセンサス)が必要となるため、経済発展状況の異なる国同士の利害が対立しやすい包括的交渉が決着しにくくなっているからといえる。

そのため、参加国数が限られた利害関係が深い国の合意だけで実行できる自由貿易地域の形成は益々重要になっている³²⁾。実際、ポスト・ウルグアイラウンドとしての貿易自由化交渉に位置付けられるWTOのドーハ・ラウンドでは、投資を含む幅広い交渉分野を持つ包括パッケージの多国間交渉が進展しにくい状況が継続している。

このような流れを受け、日本企業の対外活動環境の改善のためにも、暫定的なつなぎとしても、二国間や地域的枠組みを有効利用することが必要となってきた。この結果、多国間と二国・複数国間交渉の二本立てという「2段階アプローチ(two trucks approach)」が自由化交渉のツールとして有効と考えられるようになってきた³³⁾。

³²⁾ 例えば、原(2004), p201.

³³⁾ 日本機械輸出組合(2000), p7. Venkataraman(1998-1999), p533.

その後のドーハ・ラウンドの交渉中断などの事情もあいまって、多国間交渉を行う必要がある WTO に先駆けて、限られた国同士や地域内での自由化を合意しやすい FTA や地域統合へのシフトが、今後益々加速化していくことが見込まれる³⁴⁾。

このように自由化交渉は WTO から地域交渉へと重点がシフトしつつあるとはいえども、WTO が初めて締結に成功した GATS によるサービス貿易の国際規律は、FTA や ASEAN 市場統合におけるサービス自由化でもベースの考えとして採用されており、現在でも非常に重要なものといえる。

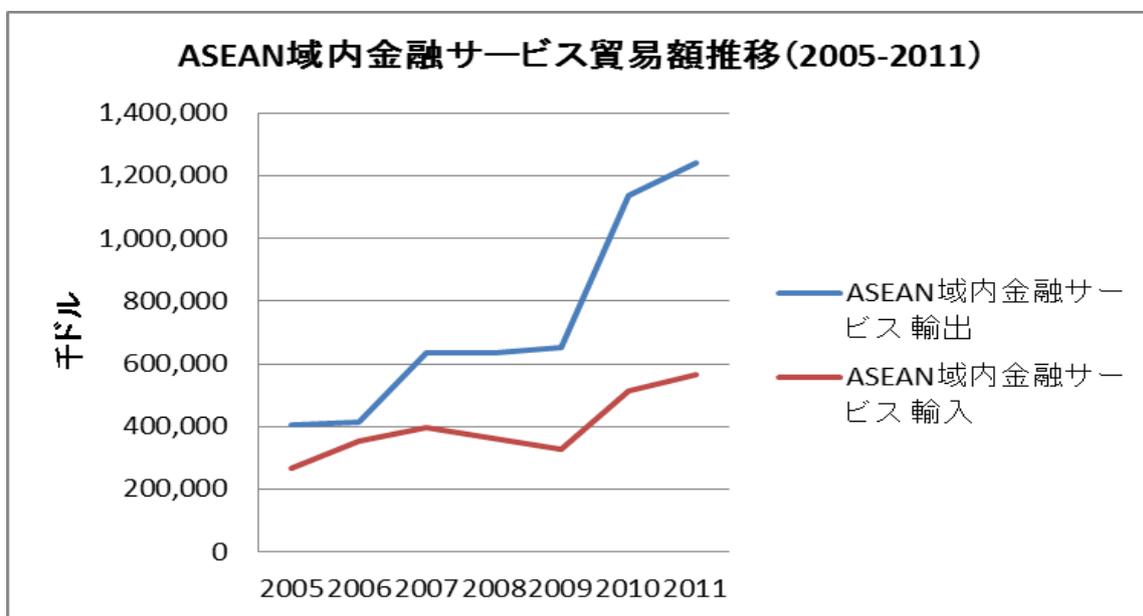
そこで、次章では、ASEAN の市場統合の流れや金融サービス分野の自由化がどのように進展しているのかを、検討対象国について具体的に検討することとする。

4. 調査対象国の分析

4.1 はじめに

近年、ASEAN 地域の経済発展は著しいが、金融サービス分野についても同様である。例えば、2010 年以後、ASEAN 域内における金融サービス貿易量は急激に増加している【表 6 ASEAN 域内金融サービス貿易額推移】。そのため、シンガポールをはじめとして ASEAN 地域全体としての金融市場のプレゼンスは高まっている傾向にあるといえる。

【表 6】ASEAN 域内金融サービス貿易額推移



出典：ASEANstats, ASEAN Secretariat (REXDBS) (2012年)を基に作成。

ASEAN では 2015 年末に AEC が発足する予定であるが、その後 2020 年を目途に資本市場統合

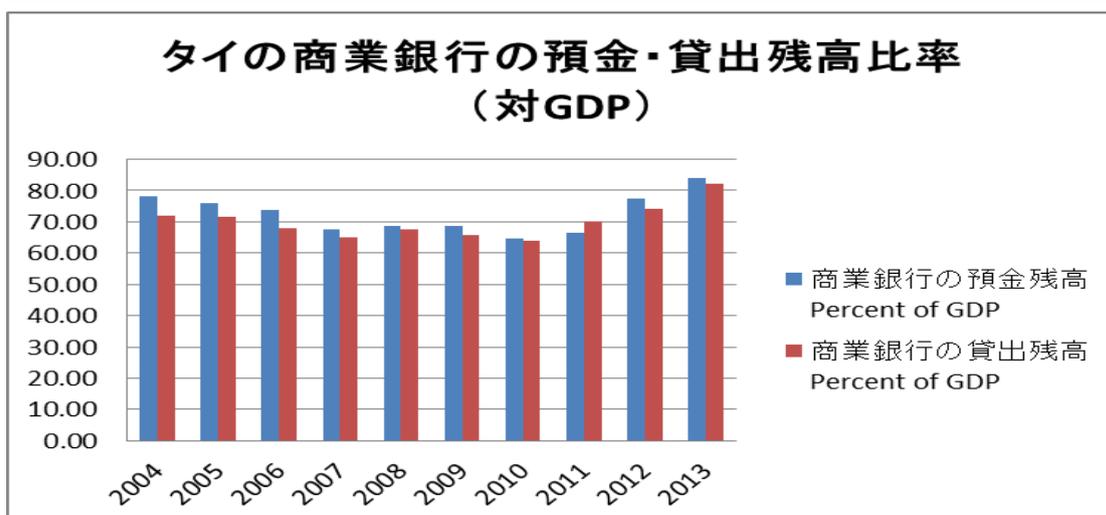
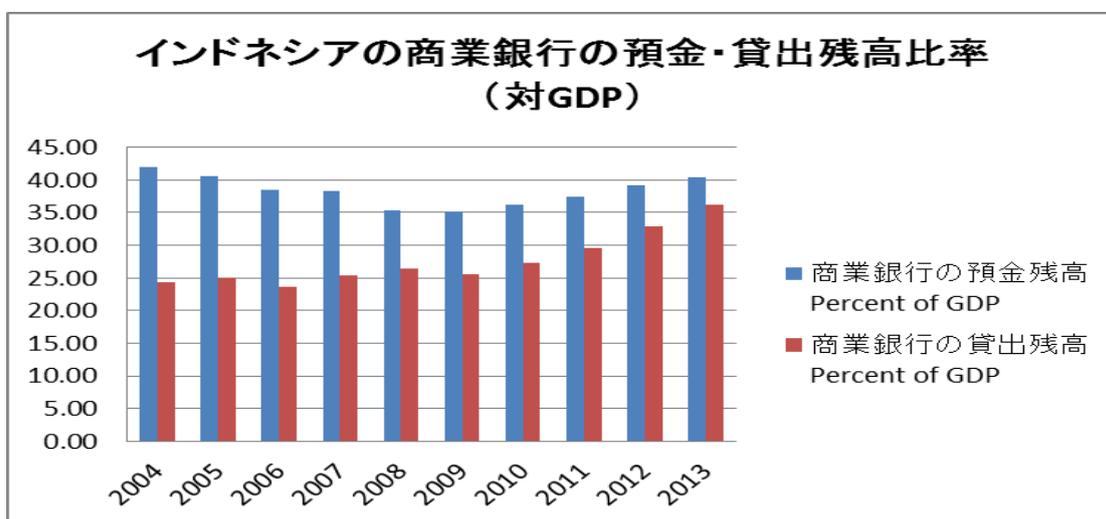
³⁴⁾ 国松 (2006) , p22、田中 (2011) , p12。

等の最終目標に向けて、金融サービス市場が実体経済とともに健全に発展していくことは必要不可欠といえる。

そこで、本章ではASEANの金融サービス分野において中核をなす銀行セクターに着目して分析を行う。ASEANの域内加盟国の経済発展状況は国毎にかなり異なっているが、それは金融サービスの分野においても同様である。

例えば、日本の重点支援対象国であるタイとインドネシアの商業銀行貸出残高の対GDP比率を見た場合、2013年時点でタイは82%、インドネシアは36%と大きく異なっている。また、預金残高の対GDP比率で比較した場合についても、タイは84%、インドネシアは40%と2倍程度の格差がある。【表7 タイとインドネシア商業銀行の預金・貸出残高比率(対GDP)】

【表7】:タイとインドネシア商業銀行の預金・貸出残高比率(対GDP)



出典：IMF Data warehouse(2014年10月14日最終閲覧)を基に作成。

このようなIMF統計資料に鑑みると、タイについては預金と融資の比率はほぼ拮抗している

ことから、銀行部門における資金の再分配機能はそれなりに順調な状況にあるといえる。しかし、旺盛な資金調達ニーズに国内資金で対応するには十分な余力があるとまではいえず、更なる金融サービス分野の発展のためには克服すべき課題の存在がうかがえる。

これに対し、インドネシアについては、預金対融資比率の不均衡は近年改善傾向にあるとはいえ、顧客から集めた預金を融資の形で再分配するという資金循環の仕組みがうまく構築できていない。また、その預金残高も対GDP比で4割程度と低い水準にある。インドネシアの場合、農村部などを中心に銀行口座を持っていない国民も多く、富裕層の多くは海外へ資金を移動するなどして国内に資本が十分蓄積されていない事情がその背景として読み取れる。

このような点からも、国内の銀行が提供する金融サービスは、経済のインフラとしての機能を十分果たしてきていなかったといえる。

したがって、インドネシアでは金融サービス分野の国内経済への貢献度は、周辺の比較可能な国に比べて遅れているといえよう³⁵⁾。また、投資家が安心して投資を行うための法制度の安定性やガバナンスフレームワークの脆弱性といった点も課題として考えられる。

以上のような銀行分野の発展状況の相違点からみると、タイはASEANの中で金融先進国に分類されるのに対し、インドネシアは（後発のCLMV4か国を抜かすと相対的に）金融発展途上国に分類される³⁶⁾。

そこで、以下では、国別分析として、（1）金融インフラはある程度整備されており、ASEAN域内の先進国ではあるものの、今後の更なる飛躍のために課題克服が必要なタイ、（2）金融インフラ整備自体が未だ不十分であり、相対的な意味では発展途上国と分類されるインドネシアの2か国の検討を行うこととする。

4. 2 タイ

4. 2. 1 概説

タイの現在の人口はIMF統計によれば6,823万人（2013年）で、人口数ではASEAN10か国の中で4番目の規模である³⁷⁾。国民の9割以上が仏教徒であり、民族としては大多数がタイ族（85%）、残りは華人系（10%）やマレー系やインド系などの多民族で構成されている。

しかしながら、民族構成比率とは対照的に、経済面ではタイを代表する企業の多くが華人系資本で構成されるなど、人口比率上はマイノリティーながら、華人系国民はタイ社会において大きな影響力をもつ存在である³⁸⁾。

³⁵⁾ 大嶋(2014), p37. 例えば、シンガポールやマレーシアそしてタイといったASEAN内の金融先進国では国民の過半数から大半が銀行口座を保有しているのに対し、後進国であるインドネシアでは僅か2割程度の銀行口座保有率であり、銀行の社会への貢献度や浸透性は依然として低い状況にある。

³⁶⁾ *Id.*, p35.

³⁷⁾ JETRO(2014)各論タイ, p1.

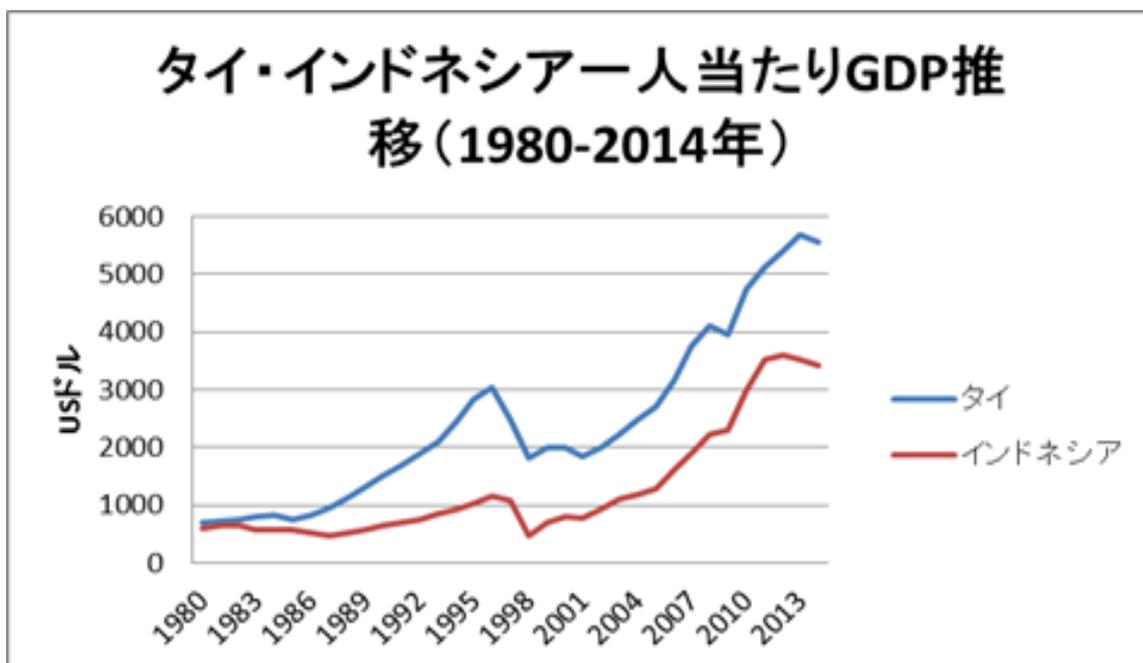
³⁸⁾ 華人は地場のエリート層などの勢力と結びついて、一大企業集団を形成するようになった。例えば、駒井(1976), pp294-295を参照。タイでは帰化を推奨して民族間の混血が進んでいることもあり、現在では見た目からは誰が華人系か判別が難しい場合も多い。しかし、現地化が進んでも伝統的中華文化を尊重し、代々商売

タイは立憲君主制である。「王様と私」で有名なラーマ4世の息子であり、明治天皇とほぼ同世代のラーマ5世が始めたチャクリー改革によって、タイの社会制度の近代化が開始された。チャクリー改革の流れは、ラーマ5世の息子のラーマ6世の治世の下で引き継がれ、西欧諸国の社会制度を取り入れる開放開国政策を推進したことで、タイにおける近代国家の礎が築かれたといえる。

タイは周辺のインドシナ諸国と異なり、西欧列強により植民地化されることなく、アジアでは日本と同様に一貫して独立国家としての地位を保ちつつ、現在に至っている。今日でも国王の存在感は大きく、国民生活にも王室崇拝の精神が浸透している。尚、現在のプミポン国王はラーマ9世である。

経済規模については、名目GDPはIMF統計2014年10月推計によれば約3,800億ドルで、これはASEAN域内ではインドネシアに次いで第2位である。一人当たりの名目GDPは5,550ドルで、ASEAN域内では第4位である。1997年の通貨危機と2008年のリーマンショックという2度の経済危機や2011年の大洪水など、一時的には落ち込みが見られたものの、過去30年強の中期傾向としては、タイ経済は着実に成長してきたといえる【表8 タイとインドネシアの一人当たりGDP推移】。

【表8】タイとインドネシアの一人当たりGDP推移



出典：IMF Data warehouse ((2014年10月14日最終閲覧)を基に作成。

を行っているなど裕福な富裕層で教育熱心な家庭が多い。最近では、欧米留学など高等教育を受けた移民3世以後の世代が専門経営者として産業界に多数進出するようになっている。

産業別の実質 GDP に占める割合は、第二次産業が 48.7%、第三次産業は 42.9%と高い割合を占めている。他方、就労者数で見ると、約 4 割の労働者は農業に従事している。

輸出・輸入動向については、タイ商務省の統計によれば、2013 年の場合、輸出面(FOB ベース)では、1 位自動車・同部品、2 位コンピューター・同部品、3 位精製燃料である。輸入面(CIF ベース)では、1 位原油、2 位機械・同部品、3 位宝石・地金銀となっている。主要輸出相手国は、1 位中国、2 位日本、3 位アメリカである。また、主要輸入相手国は 1 位日本、2 位中国、3 位 UAE である³⁹⁾。

<タイにおける外資企業誘致政策と日系企業>

タイは外資企業誘致に早くから積極的に政策的に取り組んできた。1960 年代からの工業化政策にのっとり、日系メーカーが地場サプライヤー育成に取り組むなど、現在では高い現地調達率による国際競争力を優位に高めている⁴⁰⁾。

タイの投資関連制度は官僚組織主導の下で明確であり、外資企業が経済活動を行う上で必要な実務上の制度や政策が大きくぶれることがないため、日系メーカーなどによる外資投資は順調に伸びている傾向にある。このような進出日系企業などの旺盛な資金需要に対応するため、日系をはじめとする金融機関による融資は重要な役割を果たしている。

タイでは度重なるクーデターが発生していることもあって、政情不安に対する懸念は完全に払しょくすることまではできないものの、クーデターの背後にあるのは政治闘争であり、実質的には一種の政権交代のようなものともいえる⁴¹⁾。そのため、2011 年の大洪水や直近のクーデターを受けて撤退した日系企業はほとんどなく、むしろ日本企業によるタイへの投資は順調に伸びている状況にある⁴²⁾。

次に、タイ経済を資金面から支えるインフラとしての金融サービス分野についてみてみよう。

4. 2. 2 金融サービス

<商業銀行の歴史>

タイの(商業)銀行は、免許の種類により、一般的な商業銀行、リテール銀行、外国銀行子会社、外国銀行支店に分類される。

一般的な商業銀行は、個人・法人双方の顧客向けに、預金や融資を中心とした幅広い銀行業務が認められている。リテール銀行は、個人、中小企業を顧客とし、外国為替、デリバティブなどのリスクの高い業務は自己のリスク管理目的を除いて禁止されている。与信限度が通常の商業銀行より低く規制されている一方、必要最低資本金も通常の商業銀行に比べて低く設定さ

³⁹⁾ JETRO(2014)各論タイ, p3.

⁴⁰⁾ 三井住友銀行バンコック支店、SBCS Co.Ltd (2014), pp30-31 参照。

⁴¹⁾ かつては軍人による権力闘争、最近ではタクシン派と反タクシン派といった新旧財閥闘争が多くなっているが、相次ぐクーデターにもかかわらずタイ社会が比較的安定しているのは、官僚制度が社会制度を支えているためである。例えば、玉田・船津(2008), pp9-22 参照。

⁴²⁾ BOI クリッサダ氏からのヒアリング(2014/09/07 実施)。

れている。業務範囲が商業銀行より限定されていることもあって、現在は1行のみ存在する⁴³⁾。

タイの商業銀行は、1888年に設立された香港上海銀行(HSBC)の支店設置から始まったこともあって、外国銀行支店が先行して設立された点が特徴である。地場銀行としては、1906年に王室によって設立されたサイアム商業銀行が最初であるが、1940年代までは外国銀行が大半を占めていた。中央銀行が設立されるまでは、イギリス系などの外国銀行が発券業務まで行っていた⁴⁴⁾。

イギリス植民地銀行の支配から脱却して、当時同盟関係にあった日本側の支援もあって、1942年になってようやく金融制度近代化の要となるタイ中央銀行(Bank of Thailand=BOT)が設立された。尚、現存する大半の地場の商業銀行は1940年代以降に設立されたものである。

その後、タイ中央銀行が1962年商業銀行法にて銀行免許を厳格化し、外国銀行を含めて銀行の新規設立を原則的に認めなくなった。この規制強化は外国銀行の勢力を規制し、地場銀行の強化を図る目的があったとされる⁴⁵⁾。政府の方針としては、商業銀行の新規ライセンス付与ではなく、後述するファイナンス・カンパニーの新設によって、金融業界に競争原理を持ち込もうとした⁴⁶⁾。

その結果、1970年代から商業銀行は地場系16行(その後14行に減少)、外資系14行という時代がしばらく続いた。この時期の地場系商業銀行の特徴としては、第一に、地場系の上位5行に富が集中(特に首位のバンコク銀行へ預金・資産の集中が発生)したこと、第二に、政府系や王室系を除くほとんどの地場行では特定の家族による株式所有の集中が発生したことが挙げられる⁴⁷⁾。

預金・金融資産及び株式所有の集中によって、大手銀行を核とする金融コングロマリットの形成と発展がなされた。家族経営が主体のタイの金融コングロマリットは、タイ経済の発展とともに、金融業のみならず、不動産、流通業、一部製造業へと事業を拡大させていった。

他方、1962年商業銀行法による地場商業銀行新設が制限されたものの、その抜け穴を狙うかのように、不動産や自動車ローンを中核業務とするファイナンス・カンパニーの設立が相次いだ。

ファイナンス・カンパニーとは、タイ独特のノンバンクである。商業銀行と異なり、資金の預け入れに対して、預金証書の代わりに約束手形を発行して資金調達を行うことで、個人や事業者向けに融資を行うことが特徴である。ピーク時には250社あまりのファイナンス・カンパニーが存在していたが、その過剰貸出はバブル崩壊の温床となった。

1996年のバンコク商業銀行の経営破綻を契機に、1997年のアジア通貨危機が追い打ちをかけるようにして、タイ経済は深刻な影響を受けることになった。その結果、ファイナンス・カ

43) バンコク日本人商工会議所(2012), p383.

44) イギリス系金融資本によって中央銀行設立が阻止されていたため、タイではBank of Thailand Act BE2485が成立するまで中央銀行は存在しなかった。例えば、橋本・吉岡・貴島(1976), pp226-227.

45) 国際協力銀行(2012), p98.

46) 高安(2005), p148.

47) 末廣(2002), p168.

ンパニーのほとんどは淘汰され、過度の不動産投資の失敗による不良債権処理、金融機関への資本注入及び整理統合といった形で金融セクターの再編の動きにつながる事となった。

タイの金融コングロマリットは国内経済の発展に伴って順調に事業を拡大させてきたが、1997年の通貨危機後に関連会社が弱体化し、ファイナンス・カンパニーが次々と倒産するなどの事態に見舞われたことで、コングロマリットの中核金融機関をなす商業銀行の維持を難しくしたことが問題点として指摘されている⁴⁸⁾。

1997年通貨危機当時15行あった商業銀行の内、6行に対しては国有化を含む公的資金による介入が行われた。また、外資による買収も行われるようになった。通貨危機の影響から脱した今日では、15行の地場商業銀行が営業を行っている。

尚、金融再編は現在進行形で続いており、2009年以降も政府傘下の地場銀行の政府保有株式の売却等により、外国銀行による買収や他の地場銀行への売却が行われている。このような外資を巻き込んだタイの金融再編は現在も進行中である。

＜外資系銀行の存在感＞

1962年の商業銀行法制定から約30年にわたり、銀行の新設が認められることがなく1997年に通貨危機が発生するまで、地場商業銀行15行と外国銀行支店(1国・1行・1店舗の原則)という実質的鎖国状態が長らく続いた⁴⁹⁾。外国銀行に対するフルブランチ開設免許付与は、1978年のドイツ銀行を最後に1996年まで一時停止された。

その代わりに、外国銀行は1992年に開設されたバンコク国際銀行ファシリティ(BIBF)でオフショア銀行免許を取得し、将来のフルブランチ免許取得に向けて、タイ国内での貸出実績を作るため、巨額の資金をタイ国内に貸し付けた。これも1997年の金融危機をもたらした要因の一つとなった⁵⁰⁾。

フルバンキング業務が可能な免許を持って営業を行っている外国銀行支店13行の内訳は、日系3行、欧米系6行、アジア系4行となっている。外国銀行の中では日系3行の存在感は大きく、3行合計で外国銀行支店の資産全体の6割近くを占めている。3行の資産規模は地場の商業銀行の中位行並みとなっている。

更に、最近では三井住友信託銀行などの外国の大手金融機関に銀行免許を新たに付与するなど、タイでは金融セクター・マスタープラン(FSMP)に従って、外国銀行に対する開設免許を緩和する方向にあるといえる⁵¹⁾。

そこで、次に金融セクター・マスタープランの内容をみってみる。

48) *Id.*, pp189-192.

49) 吉岡(1976), pp229 - 232.

50) 高安(2008), p46.

51) 日系金融機関によるタイへの進出としては、2014年では三井住友信託銀行によるタイ現地子会社の設立決定、野村ホールディングスによる現地関連会社の子会社化など、タイや周辺国マーケットとにらんだ大型投資が続いている。以上、JETRO(2014), p5参照。

<金融セクター・マスタープラン(FSMP)>

The Financial Sector Master Plan=FSMP とは、タイの将来の金融市場の青写真を描いたものであって、ファイナンス・カンパニー等の整理を通じて、金融サービスセクターの再編を促し、より効率的で、透明性が高く、国際競争力のある金融サービスセクターを創るための長期的改革プログラムである。ここではタイの金融セクターの問題点改善のため、①金融セクターの効率性向上、②金融サービスへのアクセス改善、③消費者保護と透明性向上を目指している⁵²⁾。

FSMP による改革は多岐にわたるため、3つの時期に分けて実施されている。フェーズ I (2004年～2009年) に続き、フェーズ II (2010年～2014年) が実施された。

●フェーズ I

この時期は、金融セクターの効率性向上とアクセス拡大、消費者保護と透明性向上が図られた。

第一に、金融セクターの効率性向上として、商業銀行を中核とした金融再編方針が打ち出された。金融機関の免許を4つに整理し、ファイナンス・カンパニーなどの業態は廃止されることになった。また、一つの金融グループに一つの預金取扱機関しか認めない「ワン・プレゼンス政策」を導入し、金融機関の統合を促した。

第二に、金融アクセス改善に向けて、低所得者や零細企業に対する持続的な金融サービスの供給促進のためにマイクロファイナンスを展開する金融機関を支援し、金融教育セミナーや低所得者・零細企業向けの貸出を奨励した。

第三に、預金保護庁(Deposit Protection Agency=DPA)を2009年に設立し、初めて預金保険制度を導入した。

●フェーズ II

この時期は、営業上のコスト削減、競争促進と金融アクセス拡大、金融インフラ強化の3点について、重点的に改善が図られた⁵³⁾。

第一は、営業コスト高の原因となっている煩雑な銀行関連規制の見直しである。また、不良債権である。タイでは1997年の通貨危機後の不良債権処理が遅れたため、その阻害要因の改善、不良債権の取引市場創設などのインフラ強化などが対策として取られた。

第二に、競争促進のため、新規参入の促進、銀行の業務範囲拡大などの政策方針が打ち出された。新規参入促進では、外国銀行のプレゼンス拡大を期待して、外国銀行の支店増設を認める方針が取られた。業務範囲拡大については、銀行にリース、コモディティ関連のデリバティブ業務などの新業務認可などの規制緩和を進めている。金融アクセス拡大としては、マイクロファイナンス事業拡大を促す施策の実施が挙げられる。

第三に、金融インフラの強化である。効率的で精度の高い金融インフラ構築は、金融機関制

⁵²⁾ 例えば、山中(2012), pp5-8、BOT(2012)などを参照。

⁵³⁾ BOT(2009)を参照。

度の効率性を高めるための必要条件である。その鍵となるのは、金融機関の主要ビジネスである貸出メカニズムの改善である。具体的な金融インフラ強化策としては、リスク管理サポートのための公的信用情報機関や法的担保などに関する法整備やガバナンスやリスク管理強化のための必要な能力をもった人材育成やコスト削減のための IT 活用などが挙げられる。

<金融制度改革の成果>

FSMP は現在も実施中であるため、現時点ではタイの金融制度改革、特に今後の日本の金融業界との関係をより強化する程のものか否かの最終評価を下すには機が十分熟しているとは言い難い。

だが、FSMP 実施によって、日系を含めて外国銀行の業務遂行上の規制緩和が進み、WTO 上で約束しているような金融サービス分野の自由化約束の履行は進展しているといえよう。

そこで、以下では、WTO と ASEAN における金融サービス分野の自由化約束をみることで、どのような形で自由化を進展させようとしているのかについて検討を行うこととする。

4. 2. 3 金融サービス分野自由化：WTO と ASEAN との比較

4. 2. 3. 1 銀行関連サービスを中心とする WTO の自由化約束

まず、WTO の GATS において、銀行を中心とした金融サービスに関するタイの自由化約束についてみてみたい。【表9 銀行サービスに関するタイの自由化約束表】

【表9】銀行サービスに関するタイの約束表

7. 金融サービス	GATS (WTO)		AFAS (ASEAN)	
B. 銀行及びその他の金融サービス (保険を除く) 一般的条件 (金融セクター全体)	△		△	
a. 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ	MA 制限 M1, M2 : △ 金融アドバイザーやデータ処理は無制限。その他は約束せず。 M3 : △ <代表拠点> ・制限なし。 <外銀> ・支店や ATM 開設数の制限。	NT 制限 M1, 2, 4 : ○ 無制限 M3 : △ 同左	MA 制限 M1 ~ 3 : WTO とほぼ同じ。 M4 : △ 外国人雇用制限撤廃可能性を約束。 違いは、証券と資産運用管理会社の項目が分離されたこと。	NT 制限 M1, 2, 4 : ○ 無制限。 M3 : △ 同左

	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手決済業務は無制限。 <地場銀行> ・現存銀行に対する持分取得制限。 ・管理職雇用の国籍条項。 <国際金融特別勘定> ・新規設置許可制限。 <ファイナンス・カンパニー> ・代表拠点設置の制限なし。 ・持分取得制限。 ・管理職雇用の国籍条項。 <証券関係> ・代表拠点の設置制限なし。 ・持分取得制限。新規免許は約束しない。 ・管理職雇用の国籍条項。 <資産運用管理会社> ・代表拠点の設置制限なし。 ・持分取得制限 ・管理職の国籍条項 <金融リースサービス> ・持分取得制限。 <債権買取りサービス> ・持分取得制限。 <クレジット、チャージ、デビット> ・持分取得制限。 <p>M4: △</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国銀行事務所毎の外国人雇用制限。 		<p>↓これらについては</p> <p>M1: ×</p> <p>M2: ○</p> <p>M3: 一部例外を抜かし×。</p> <p>M4: △</p> <p>外国人雇用制限撤廃可能性を約束。</p>	
<p>b. あらゆる種類の貸付け（特に消費者信用、不動産担保貸付け、債権</p>	<p>a と同じ</p>	<p>a と同じ</p>	<p>a と同じ</p>	<p>a と同じ</p>

買取り及び商業取引に係る融資を含む)				
c. ファイナンス・リース	a と同じ。	制限なし	a と同じ。	制限なし
d. すべての支払及び送金のサービス	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
e. 保証	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
f. 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）				
- 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書等）	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
- 外国為替	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
- 派生商品（先物及びオプションを含む）	×（項目なし）	×（項目なし）	×（項目なし）	×（項目なし）
- 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む）	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
- 譲渡可能な有価証券	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
- その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む）	×（項目なし）	×（項目なし）	×（項目なし）	×（項目なし）

g. すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む）	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
h. 資金媒介業	×（項目なし）	×（項目なし）	×（項目なし）	×（項目なし）
i. 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
j. 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む）のための決済及び清算のサービス	×（項目なし）	×（項目なし）	×（項目なし）	×（項目なし）
k a. から j. までに規定するすべての活動についての助言その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査及びこれらについ	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ

での助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む)				
1. 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ

(注) 全面的自由化約束がある場合は○、制限的自由化約束がある場合は△、約束がない場合は×とする。

M1=第1モード(越境取引)、M2~M4についてもそれぞれのモード態様に準じて分類。

出典: GATSの約束表(GATS/SC/85/Suppl.3)及びASEANのAFASでの約束表に基づき作成。

<銀行や他の関連金融セクターの自由化約束>

MA(マーケットアクセス)に関して

第1モードと第2モードに関しては、金融アドバイザーやデータ処理の分野は無制限を約束するが、その他の分野の自由化の約束はしない。

また、第3モードに関する制限としては下記の通りである。

「銀行の代表オフィス」については、制限を行わない。

「外国銀行支店」については、第一に、現行の合併企業による共有構造の下では外銀支店に対する設立制限は行わない。ただし、新規設立については、内閣の同意と共に財務大臣の承認ライセンスが必要となる。

第二に、ATM稼働については以下の条件のみで可能とする。

- i) タイの銀行のATMプールへの参加
- ii) タイの他の商業銀行の所有地内か共有施設内での稼働

第三に、1995年6月より前にタイに最初の支店を開設していた外銀が、2以上の新規支店を開設する際には新たな許可が必要となる。

「地場銀行業務」については、現存銀行の株式取得に対する自由化約束については制限がある。

ここでは持分取得制限として、

- i) 登録外資は最大25%。関連個人は5%以下の持分のみとする。
- ii) タイ中央銀行(BOT)の推薦の下、財務大臣は外資の持分制限について、下記のような条件を満たす場合には制限を緩和できる。

- ・商業銀行の条件や業務改善上必要であること
- ・上記条件での資本参加は最大10年間まで承認。その場合、外国人株主には祖父条項が適用さ

れ、既得権益保護のため、持分制限の適用除外になる。

第三に、少なくとも3/4の管理職はタイ国籍者とする。ただし、地場銀行業務の持分取得制限の部分のii)の適用除外と同様の条件で、例外が許容される。

「国際金融取引勘定」については、新規設立は財務大臣の承認の下で免許が許可される。

そして、第4モードにおける外国人の雇用制限については、外国銀行支店の性質毎に、それぞれ外国人雇用比率の上限が設定される。

NT(内国民待遇)に関して

第1モードと第2モードについての自由化制限はない。

第3モードと第4モードについては、MAと同様の自由化制限が課されている。

MFN 例外に関して

銀行や他のセクターに関しては、以下のような内容が約束表に記載されている。差別的待遇については、相互主義をベースに外国金融サービス提供者に対してなされる。その適用対象はあらゆる国である。

例外措置の実施は不定期である。ただし、暫定期間には例外措置は実施されない。

MFN 例外の必要性は、タイと他加盟国との間の金融サービスのバランスのとれた自由化を促進するためである。

4. 2. 3. 2 ASEAN の金融閣僚会議での金融サービス自由化約束に関する合意事項

GATS の約束表を基に WTO 加盟国はそれぞれ自由化を進めているが、それは WTO 加盟国でもある ASEAN の加盟国についても同様である。ASEAN では 2015 年末の AEC 設立にむけ、WTO 金融サービス自由化約束表に追加する形で ASEAN-X 方式を取っている。そのため、ASEAN 加盟国の金融サービス自由化約束は GATS からどのように追加・修正されているかの検討が必要となる。

そこで、WTO の金融サービス分野の自由化約束表との異同の観点から、ASEAN における自由化約束の内容を検討する。

＜銀行分野＞

GATS 自由化約束表とほぼ同じ内容である。

＜証券分野＞

本稿では銀行分野を中心とした自由化状況の検討を行っているものの、ASEAN 方式の一つの特徴として、証券分野の自由化約束を充実させた点が挙げられる。つまり、GATS の約束表では解りにくかった証券ビジネス分野を分類して、証券分野の自由化約束をより前進させている。

例えば、証券会社については、100%外資の会社の進出が可能とされる。ただし、証券分野の

自由化にあたっては、自由化調整手段としてのセーフガード枠組みも同時にリストアップされている。

MA 及び MT に関しては、第 1 モードについては自由化約束しない。第 3 モードについては新しい免許については自由化約束をしない。

また、WTO との違いとしては、第 4 モードの外国人雇用の人数制限の撤廃可能性が明記されたことが挙げられる。具体的には、AFAS (=ASEAN Framework Agreement on Services) 第 5 パッケージの下でタイが約束しているのは、銀行、代表拠点、ファイナンス・カンパニーにおける外国人人数割当の撤廃についてである。これは、AFAS の枠組みの下で金融サービス自由化の第 3 パッケージが発効してから 1 年後に実施予定である。外国のサービス提供者の事業計画やニーズをベースに承認が保証されなければならない。これは、GATS で約束された内容に比べ、AEC 設立に向けて、域内他国からの労働者流入や海外からの投資活性化を見込んでいるタイならではの外資誘致戦略の一環と思われる。

また、AFAS において、証券分野の自由化約束に対する緊急措置としてのセーフガードリスト (SG-AFAS 5 FSL-THA) も同時に公表している点が WTO とは異なる。ちなみに、インドネシアはこのようなセーフガードリストは公表していない。

4. 2. 4 考察

ここでは、まずは WTO や ASEAN の自由化約束を参考にしながら、タイの金融サービス業界と自由化との関係について考えてみたい。次に、相次ぐクーデターなど注目を浴びているタイ国内の社会問題についても言及する。

4. 2. 4. 1 金融サービス自由化約束関連

WTO の自由化約束の特徴としては、マーケットアクセスに関しては外国銀行の支店開設の際には財務大臣の許認可等の出店規制が課されている点、ATM の稼働に関する設置数や場所などの制約が多い点が挙げられる。そして、地場銀行に対する株式取得や持分比率の制限も課されている。ただし、地場銀行の業務改善・救済上必要となる場合には規制緩和することも例外的になされる。

また、管理職の雇用制限としては、タイ国籍者の雇用義務の割当配分がある。

更に、WTO 自由化約束をした当時にはまだ多数存在していたタイならではのノン・バンクであるファイナンス・カンパニーに関する約束が明記されている。これは商業銀行分野と同様の自由化制限が課されている。

証券関係の出資上限比率は 49% であるが、これは銀行の 25% の出資上限より緩和されている。その他、債権買取りサービスや金融リースに関する自由化約束内容が明記されている。

次に、内国民待遇や最恵国待遇の例外の特徴としては、相互主義をベースにしていることが挙げられる。よって、最恵国待遇の例外は、金融サービス自由化に向けた調整措置として位置付けられる。

このようにタイでは外国銀行に対する出店規制や金融機関の株式取得上限などの各種規制が監督当局から課されている。また、管理職雇用には国籍条項も問題になるため、幹部職員にふさわしい優秀な人材確保は不可欠である。今後の規制緩和の進展次第で外資系金融機関のグローバル展開は大いに影響を受けるため、タイの金融自由化政策に対する注視は必要である。

タイの金融サービス全体をみた場合、WTO や ASEAN の金融サービス自由化約束に沿った形で漸次的に外資系金融機関に対して市場を開放する方向にある。更に、1997年の通貨危機で炙り出された金融セクターのボトルネックを改善するために、2004年から開始されたFSMPの下で、金融サービス業界の規制緩和と外資を有効活用しながら金融セクターを発展させようという点で政策姿勢は一貫している。

しかしながら、タイの金融サービスの問題として、以下のような4点が挙げられる。

第一に、2度の金融危機の度に国内経済が大きな影響を受けるなど、経済の不安定化が生じやすい点である。これは国内金融サービス産業の基盤が未だ不十分な部分があるため、短期運用を軸とする海外のホットマネーの動向によって、国家経済全体が左右されることが背景にあるものと考えられる。

第二に、タイの経済成長に伴って育ってきた中小企業等が欲する国内金融マーケットの資金需要に対して、国内金融機関側に十分な供給ができていない点である。これは第一の点とも大いに関係するが、タイが2度の経済危機でそれぞれ悪影響を受けたのは、外国からの資金供給を国内需要の不足分に充当していたことも背景にあるだろう。また、信用金庫のような中小企業金融機関の不足や、政府による信用保証といった公的支援制度不足等の課題があるため、中小企業向け金融の発展が進んでいない点も課題である。

第三に、国内金融の規制緩和は進みつつあるものの、地場企業にとっての資金調達面でのコスト高が解消されたとはいえない点である。日系金融機関はタイにおける大きな資金供給元となっているが、これは現地進出した日本企業中心に貸出が増えているためである。これに対し、地場の中小企業に対する貸出については、貸出規模の問題から利益が出にくい上、企業の信用情報取得や財務情報等の信頼性といったリスク要因があるために伸びていない点も課題である。

第四に、タイの金融サービス業界では、1962年商業銀行法改正による参入規制強化から1997年の通貨危機発生まで、国内外の商業銀行の新規参入が認められない実質的鎖国状態が続いた。そのため、商業銀行は厳しい国際競争に晒されることなく、非効率な部分を包含した同族経営が維持され、企業グループを越えたM&Aが進展していないこともあって、現在のタイの経済発展状況と比較すると、地場の商業銀行の資産規模はASEAN域内において中堅的位置付けに留まっている点も課題である。【表10 ASEAN域内主要20行ランキング】。

【表 10】ASEAN 域内主要 20 行ランキング（総資産額ベース）

順位	銀行名	総資産額(100万US\$)	所在地	総合ランキング
1	DBS	317,793	SG	57
2	OCBC	267,548	SG	79
3	UOB	224,687	SG	80
4	Maybank	170,763	ML	103
5	CIMB	113,014	ML	192
6	Public Bank	93,152	ML	164
7	Bangkok Bank	79,128	TH	140
8	Siam Commercial Bank	77,229	TH	170
9	Krung Thai Bank	76,637	TH	180
10	Kasikornbank	69,789	TH	186
11	Government Savings Bank	66,281	TH	258
12	Bank Mandiri	60,144	IN	188
13	RHB Capital	53,065	ML	243
14	Hong Leong FG	51,466	ML	250
15	BRI	51,373	IN	206
16	AmBank Group	41,528	ML	289
17	BCA	40,717	IN	234
18	BDO Unibank	37,663	PH	268
19	Bank of Ayudhya	35,948	TH	327
20	BNI	31,722	IN	269
出典: The Banker(2014) Top 1000 World Banksを基に作成。				
注: 総合ランキングはBankerが健全性や収益性等で総合評価				
	タイの銀行			
	インドネシアの銀行			

そのため AEC 発足に従い、今後、ASEAN 域内の市場開放が進むにつれ、地場の金融機関が M & A によって外資系企業に買収される可能性は高まるだろう。

外資との関係も含め、タイの地場の商業銀行が将来的にどのように海外展開をしていくかは、大きな課題といえる。特にシンガポールやマレーシアなどの近隣国の金融機関がグローバルな M&A も利用して、積極的な海外展開を進めているのに対し、タイの金融機関は大きく水をあけられてしまっている。

第五に、機能別の金融機関がタイの経済成長に応じて十分発展していない点がある。タイでは短期金融が中心であるため、長期金融を必要とする輸出企業などを金融面でサポートする輸出入銀行やインフラ関係に強い開発銀行のような核となる金融機関が育っていない点は課題である。

4. 2. 4. 2 その他の社会問題

金融サービス以外に日系企業がタイで事業展開を行うにあたり、注意すべき社会問題として、

例えば以下のような点が挙げられる。

まず、政情不安という点である。国民からの信頼が厚いプミポン国王から世代交代した後の政治情勢は未知数である。相次ぐクーデターも実質的には政権交替的側面が強いとはいえ、国王という精神的支柱の存在は治安回復において欠かせない。そのため、国王交代後も海外企業が円滑なビジネスをタイ国内で展開するためには、政治基盤の不安定さはマイナスの側面となりうる。

次に、相続税や贈与税がないため、経済格差が拡大している点である。実際、タイの富は華人系を中心とする富裕層の200家族に集中しているともいわれる。そのため、AECが発足したとしても、タイの国民全体に対して、経済発展の恩恵がなかなか浸透しない可能性がある。貧富の差を背景とするモラルハザードは外国からの投資という意味でも負の効果をもたらさう⁵⁴⁾。

更に、一定水準以上の高い能力と勤勉さを持った従業員の確保が難しい点がある。タイの識字率や教育水準は一般的には高いものの、日本語などの外国語が堪能で外資系企業の幹部職員候補にふさわしい優秀な労働者となると、どうしても数が限定されてきてしまう。

このようにタイの金融サービスは順調に発展してきてはいるものの、今後の更なる発展のためには幾つかの課題が残されており、日本側からの支援が必要な場面は大いにあるといえよう。

4.3 インドネシア

4.3.1 概説

インドネシアは多くの島々から構成され、人口は2億4,882万人(2013年)と世界4位に位置付けられ、ASEANの中で最大の人口を誇る。その9割がイスラム教徒(その他の宗教としては、ヒンドゥー教、キリスト教など)であり、世界最大のイスラム教人口を抱えている国家であるが、憲法上では信教の自由が保障されている。

政治体制はオランダからの独立以来、共和制に基づく大統領制である。かつては開発独裁とも称されるほど大統領に権力が集中していたが、1998年の民主化以後は立法、行政、司法の三権独立が実現した。

経済規模を見る場合、名目GDPについてはIMFの2014年10月推計によれば、約8,700億USDであり、これはASEANの中では第1位の水準である。一人当たりの名目GDPは約3,500USDで、同第5位である⁵⁵⁾。タイと同様、1997年の通貨危機においては一時的に大きな影響を

⁵⁴⁾ タイは敬虔な仏教徒が多数を占める「微笑の国」として、世界中から観光客を集める観光地であるが、貧困問題もあって、外国人から金を巻き上げようとする輩が残念なことに後を絶たない。筆者もバンコクでは不愉快な事態に何度か遭遇した。実際、4つ星クラスのホテルのコンシェルジュに手配を依頼したタクシーで、危うく拉致監禁されるような怖い思いをしたこともあったが、タイ人の旧友に咄嗟に携帯で連絡して交渉してもらったため、何とかトラブルを最小限に抑えることができた。このような事態はよくあることではないものの、外国で新規ビジネスを行うにあたっては、より多くの注意が必要となることを改めて痛感させられた。

⁵⁵⁾ IMF, World Economic Outlook Databases を参照。http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28 (最終閲覧日 2014年12月20日)

受けたが、中期的なスパンで見ると、経済は順調に成長してきた【表8 タイとインドネシアの一人当たりGDP推移】。しかし、2008年のリーマンショック後は、堅調な内需などで経済は早期回復したものの、2011年をピークに経済成長が停滞気味となっており、景気回復は政策課題となっている⁵⁶⁾。

産業別GDP構成比で見ると、2014年の場合、第2次産業が45%、第3次産業が40%を占める⁵⁷⁾。就業者の割合で見ると、第3次産業が44%と最大で、第1次産業が36%、第2次産業が20%と続く⁵⁸⁾。

貿易動向については、2014年の場合、輸出額上位品目は1位天然ガスなどの石油・ガス関連、2位動植物性油脂、3位鉱物燃料、鉱物油製品である。輸入額上位は、1位石油製品などの石油・ガス関連、2位機械類、3位電気機器類である。貿易相手国としては、輸出先上位は1位中国、2位アメリカ、3位日本である。輸入先上位は1位中国、2位日本、3位シンガポールとなっている⁵⁹⁾。

＜インドネシアの華人社会＞

華人の経済的プレゼンスの高さは、タイのみならず他のASEAN諸国で同様の状況である。例えば、華人系国家のシンガポールをはじめ、人口上は僅か数パーセントのインドネシアでも富裕層の大半は華人系が占めている⁶⁰⁾。

しかしながら、仏教国のタイと異なり、インドネシアはイスラム教徒が国民の多数を占めていることから、過去には反華人暴動の発生など、宗教問題も絡んだ民族間の対立が鮮明化する場合もある。更に、民族優先政策が取られている状況下では、マイノリティーの華人系は政治的な重要ポジションに付きにくいなど、タイとは事情が異なっている。

金融機関に関しても、タイでは華人系の金融コングロマリットが大手商業銀行の多くを占めているのに対し、インドネシアでは国有銀行が3割以上の資産シェアを保有し最も大きなプレゼンスである点で異なっている。

そこで、次に金融サービスの状況についてみてみたい。

4. 3. 2 金融サービス

インドネシアの金融機関は銀行部門と非銀行部門に分かれる。インドネシアでは、多くの資本主義国に一般的に存在する金融機関の他に、銀行・非銀行部門ともにイスラム教に基づく金融機関が存在し、シャリア金融市場というイスラム金融が行われている⁶¹⁾。監督部門は、以前

⁵⁶⁾ 例えば、塚田雄太(2014)「インドネシア」『アジア・マンスリー』Vol. 14 No. 165, pp14-15。

⁵⁷⁾ BPS(2015)。

⁵⁸⁾ 大和総研(2012), p 1。ただし、2011年の統計であるため、直近の状況とは相違がある可能性がある。

⁵⁹⁾ BPS(2015)。

⁶⁰⁾ みずほ総合研究所(2014), p 52。

⁶¹⁾ 本稿では近年注目が高まっているイスラム金融の検討は行わない。その理由としてイスラム金融はイスラ

は銀行分野についてはインドネシア中央銀行（Bank Indonesia=BI）、非銀行部門については資本市場・金融機関監督庁（BAPEPAM-LK）によってそれぞれ行われていたが、2014年より金融セクター全般の監督は金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan =以下OJK）に一本化された。

＜商業銀行と地方銀行＞

インドネシアの銀行は、商業銀行（国営銀行、一般商業銀行、地方開発銀行、外国銀行支店、合弁銀行）と地方銀行の2種類に大別される。両者の違いは、後者では、営業地域が限定される他、銀行決済システムに直接アクセスできない点が挙げられる。

2013年4月では、商業銀行120行、地方銀行1,639行と数では地方銀行が圧倒的に多いものの、貸出残高では商業銀行が93.7%を占めるなど規模の点では依然圧倒的である。商業銀行120行の内訳は、国営銀行4行、民間商業銀行66行、地方開発銀行26行、外国銀行10行、及び合併銀行14行となっている⁶²⁾。

●商業銀行

1988年にインドネシア政府は競争環境整備による効率的な資金配分の実現を目指すために金融改革を実施した。ここで行われた規制緩和によって、1968年以降厳しく制限されていた銀行の新設が解禁され、1989年初めには106行だった銀行の数は1997年のアジア通貨危機直前には237行まで大幅に増加した。

しかし、競争激化による収益性の低下とアジア通貨危機による不良債権の急増があったため、IMFの支援を受けて、政府は金融制度改革を実施することになった。これによって、国営銀行は一般商業銀行と同様の業務を行うようになった。一般商業銀行は1988年の規制緩和で一時的には大幅に増加したが、アジア通貨危機後の改革で再編・淘汰が進んでいる。

地方開発銀行は、ほぼすべての州に1行が置かれ、地域振興のために中小企業向け融資を主たる業務として行っている。

外国銀行支店や合弁銀行は、1988年の規制緩和によって地場銀行と合弁銀行設立等が認められるようになったことで急増した。ただし、インドネシアでは、国営銀行が上位5行のうち3行を占めるなど非常に大きな存在感がある点が特徴である⁶³⁾。

資本市場については、インドネシアでの市場設立は早く、1912年には最初の証券取引所が東インド会社によって設立された。二度の世界大戦の際には一時的に閉鎖される等の事態もあったが、1952年に再び証券取引所が復活した。ただし、当時はインドネシア国債のみの売買に留

ム教徒以外の参入ハードルが高い上、金融市場全体における市場シェアはまだ小さく、現状では日本政府のノウハウが生かせる場面はかなり限定されてしまうからである。しかし、イスラム教徒人口規模や日系金融機関のグローバル展開という面ではイスラム金融は潜在的なビジネスチャンスを多く秘めており、日本政府としても重要検討課題とするべき時期なのかもしれない。

62) 銀行の種類については、Bank Indonesia(2014)、ゆうちょ財団（2013）を参照。

63) 国際協力銀行（2012）、p103及び表10参照。

まっていた。その後も株式売買は活性化せず、1988年時点でも上場企業は24社にとどまっていた⁶⁴⁾。

しかし、1988年に銀行部門や資本市場の規制緩和が進んだことで、外国人投資家を引き付けるようになり、上場企業数も増加している。

そこで、以下では、WTOとASEANにおけるインドネシアの金融サービス分野の自由化約束をみることで、どのような形で自由化を進展させようとしているのかについて検討を行う。

4. 3. 3 金融サービス分野自由化：WTOとASEANとの比較

4. 3. 3. 1 銀行関連のサービスを中心とするWTOの自由化約束

GATSのサービス貿易自由化の一環として、インドネシアの金融サービス自由化に関する約束表が公表されている中で、ここでは銀行サービス分野を中心に取り上げる。【表11 銀行サービスに関するインドネシアの約束表】

【表11】銀行サービスに関するインドネシアの約束表

7. 金融サービス	GATS (WTO)		AFAS (ASEAN)	
B. 銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）：一般的条件	△		△	
a. 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ	MA 制限	NT 制限	MA 制限	NT 制限
	M1：○ M2：○ M3：△ 支店開設制限 M4：△ 一般的条件を除き約束せず。	M1, 2, 4 は同左 M3：△ 幹部の 国籍条 項	M1：○ M2：○ M3：△ 支店開設 制限 M4：△ 一般的条件を除き約束せず。	M1, 2, 4 は同左 M3：△ 幹部の 国籍条 項。
b. あらゆる種類の貸付け（特に消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む）	aと同じ	aと同じ	aと同じ	aと同じ
c. ファイナンス・リース	<別途箇所>	<同左>		

⁶⁴⁾ *Id.*, p106.

	<p>約束> M1,2:○ M3:水平的措置や一般条件で特定 M4:水平的措置で特定されたもの以外は約束せず。</p>	>		
d. すべての支払及び送金のサービス	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
e. 保証	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
f. 自らの又は顧客のために行う次のものの取引 (取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。)				
- 短期金融市場商品 (小切手、手形及び預金証書等)	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
- 外国為替	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
- 派生商品 (先物及びオプションを含む)	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)
- 為替及び金利の商品 (スワップ、金利先渡取引等の商品を含む)	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
- 譲渡可能な有価証券	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
- その他の譲渡可能な証書及び金融資産 (金銀を含む)	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)
g. すべての種類の有価証券の発行への参加 (公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む)	<p><別途箇所で約束> M1:× M2:○ M3:ディーラーを通じて</p>	<p><同左> M1:× M2:○ M3:一般条件</p>	× (項目なし)	× (項目なし)

	M4：△他の水平的箇所と同等物以外は約束せず。	で特定 M4：水平的箇所で特定		
h. 資金媒介業	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)
i. 資産運用 (例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス)	a と同じ	a と同じ	a と同じ	a と同じ
j. 金融資産 (有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む)のための決済及び清算のサービス	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)
k. a. から j. までに規定するすべての活動についての助言その他の補助的な金融サービス (信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査及びこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む)	<別途箇所で約束> g と同様。	<同左> g と同様。		
l. 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)	× (項目なし)

(注) 全面的自由化約束がある場合は○、制限的自由化約束がある場合は△、約束がない場合は×とする。

M1=第1モード(越境取引)、M2~M4についてもそれぞれのモード態様に準じて分類。

出典：GATSの約束表(GATS/SC/43/Suppl.3)及びASEANのAFASでの約束表に基づき作成。

サービス自由化 (MA と NT) の一般的条件

最初にマーケットアクセス (MA) と内国民待遇 (NT) に共通する一般的条件が列挙されている。銀行関連セクターで特定されるあらゆる MA や NT の制限については、2020年までに他国による類似の約束に関する部分を撤廃する予定となっている。

既存の外国銀行の例外として、外国のサービス供給者については、以下の条件で地場の合弁銀行形式をとらなくてはならない。

新たなライセンスについては、自由化約束をしない。

銀行組織としては、合弁銀行設立のみ許可する。合弁銀行における外国人持株比率は主要法令に拘束される。持株条件や比率については、外国事業者とインドネシア側パートナー事業者双方の意思が尊重されるべきである。合弁銀行においては、全当事者からの賛成が得られない

場合には株式移転はできない。既存の地場銀行の持株比率は、上場企業株の場合、最大49%まで許容（その後、51%に改定）される。

支払用途の資本要求の差異に関する内国民待遇の制限は1998年に撤廃する。

外国銀行と合弁銀行の事務所は、ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、バントゥン、メダン、ユジャクバントゥン、デンパサールとバタン島に開所が可能である。

自然人の雇用に関しては、非経済的側面での必要性テストが実施される。インドネシア国籍者がマネージャーや技術専門家として1名も雇用されていない場合には、最低2名の雇用が必要となる。また、水平的措置の追加条件として、技術専門家やアドバイザーとしての一時的雇用については、1名につき3か月以内の期間は認められる。

水平的措置として特定の課税に関する内国民待遇の制限は、銀行関連セクターには適用されない。

＜商業銀行関連サービス＞

MAに関して

第1モードおよび第2モードについては、自由化制限がない。

第3モードについては、以下の通りの自由化約束がなされている。外国銀行の支店については、1つの営業所と1つの補助支部の拠点設置は自由化される。合弁銀行については、外国銀行の支店と同様の条件で自由化される。

第4モードについては、銀行関連セクターで規定されている水平的措置や一般条項で示されたもの以外の自由化約束はしない。

NTに関して

第1モードと第2モードについては、自由化制限は課されない。第4モードについてはマーケットアクセス（MA）と同じである。

第3モードについては、外国銀行支店の場合、幹部職雇用には最低1名のインドネシア国籍者が必要となる。合弁銀行の場合、ディレクターには最低1名のインドネシア国籍者が必要となる。

MFN 例外に関して

銀行サービスに関する例外として、外国銀行のインドネシアへの進出は相互主義ベースで許容される（財務省デクレ No. 220/KMK017/1993）。合弁銀行のライセンスについては、インドネシアの銀行に対して相互主義を適用する国の銀行のみ保証される。

本措置の適用範囲については、インドネシアの銀行に対して相互主義を採用するあらゆる国である。ただし、1997年11月1日から60日間は延期される。

尚、この例外条件の必要性は、インドネシア国籍の銀行の海外進出や海外業務を制限するものに対する対等な待遇の保証を求めるためである。

4. 3. 3. 2 ASEANの金融閣僚会議での金融サービス自由化約束に関する合意事項

ASEANでは2015年からのAEC設立にむけ、WTO金融サービス自由化約束表に追加・修正する形でASEAN-X方式としてどのような自由化約束が追加されているのかを次に検討する。

＜銀行セクターの一般条件約束＞

WTOの一般条件約束と基本的には同じであるが、違いとしては以下の通りである。

まず、外国銀行や合弁銀行の事務所設置場所としては、WTOのリストにあるもの以外に、マナド、アムボン及び非経済的側面での必要性テストを満たす州の州都が追加されている。

次に、証券取引を通じて購入できる現存の地場銀行株式会社については、上場株式の51%まで取得を許容する点で制限が緩和されている（ただし、WTO上でも当初の49%上限から、その後51%上限に自由化約束を変更）。

●商業銀行サービス

＜MA関係＞

第1モードと第2モードについては、自由化制限が課されない点はGATSと同様である。

第3モードについては、外国銀行については、WTOでは1つの副支店と1つの補助出張所という拠点設置の自由化を約束するのに対し、AFASでは各2つの設置を約束する点で規制緩和されている。合弁銀行についても、上と同じ条件を約束する。

第4モードについては、銀行のサブセクターの一般的条件に関する水平的措置に示されたものの以外は自由化約束をしない。

＜NT関係＞

第1モード、第2モード及び第4モードはMAと同じ条件を約束する。

第3モードについては、外国銀行支店の幹部職雇用では少なくとも1名のインドネシア国籍者にすることが必要である。また、合弁銀行の場合、ディレクターについてのみは持分割合に比例した専門家の雇用が必要である。

4. 3. 4 考察

ここでは、まずはWTOやASEANの自由化約束を参考にしながら、インドネシアの金融サービス業界と自由化との関係について考察を行う。次に、最近の景気後退を受けて、自由化の流れに逆行するような保護主義色を強めている銀行法改正問題についても言及する。

4. 3. 4. 1 WTOとASEANの自由化約束に関して

WTOのGATS上の銀行サービス分野に関する自由化約束の特徴としては、第1モードや第2モ

ードについては広く自由化を認めるのに対し、第3モードについては免許取得、支店等の設置及び出資比率の制限、第4モードについては管理職や専門職雇用の国籍条項などの規制が課されている点が挙げられる。

これはタイと類似の内容である。第3モードと第4モードで自由化制限を行う理由としては、第1モードや第2モードに比べて、海外資本に直接影響を受けやすいため国内産業保護の観点から挙げられる。具体的には外国銀行の新規銀行ライセンスが合弁銀行形式のみである点、現存地場銀行への持株比率上限を上場企業株で最大51%（以前は49%）といった点のように、外資系企業が地場銀行の支配的株主となることに対する制約が課されている。

ASEANにおけるAFASはGATSの自由化約束をベースとしているので、基本的にはGATSと同様の内容である。ただし、外資出資制限や支店開設箇所の緩和など自由化を一層進めようという姿勢を明確にしている点が特徴である。

ところが、このような自由化推進の動きと逆行して、2014年と2015年に相次いでインドネシア国会に提出された銀行法改正案問題は今後の日系金融機関の海外展開にも悪影響を及ぼしかねない事柄であるため、以下で検討することにする。

4. 3. 4. 2 銀行法改正問題

1997年のアジア通貨危機で国内経済が大きな影響を受けたこともあり、外資を利用して金融サービス分野をテコ入れするため、1998年インドネシア銀行法第10号によって、外国資本による地場銀行の上場株式取得が最大99%まで認められるように改正された。

この点からみると、インドネシアはタイや他のASEAN諸国と比べて、法制度上では外資系銀行に対する門戸をかなり開放しているようにもみえる。

ところが、2012年に、資産規模で見るとASEAN内で首位の地位にあるシンガポールの最大手銀行DBSがインドネシアの地場銀行Danamon銀行の99%株式取得許可申請を行ったところ、当時の監督当局であったインドネシア中央銀行は、シンガポールの外資制限政策に対する相互主義を理由に、40%上限でしか株式取得を認めないという裁量処分を行った。

DBSに対する当該規制が実施されて以来、銀行法上では依然として99%の株式取得上限が形式的には認められているものの、監督当局のインドネシア中央銀行（2014年から金融サービス庁=OJKに移行）のスクリーニングによって、外資系金融機関には40%以上の株式取得が認められず、実質的には40%取得上限に絞られるという行政規則が法律に優位して効力をもつ状況が続いている⁶⁵⁾。

このような法律を上回る規制を実施する行政規則の存在というダブルスタンダード状態は、外国企業にとって不透明な運用であり、これは日系金融機関のグローバル展開にも悪影響をも

65) 地場銀行に対する外資からの出資制限は4段階であり、第一段階としては、5%未満の場合、監督官庁への報告義務はない。第二段階としては、5%～25%未満の場合、監督官庁への保有株式報告義務がある。第三段階としては25%～40%未満の場合、監督官庁からの許可必要である。第四段階の40%が現在は実質的な外資の買収上限であり、それ以上の取得許可が出ない状況となっている。

たらしかねない。

更に、2014年になると、相互主義の観点から、他国の金融機関に対しても同様に一律40%出資上限規制を実施するために、法律上も従来の銀行法の出資上限99%から40%上限という大幅な削減を含む新しい銀行法改正案が国会で審議されることになった。だが、大統領選挙等の事情もあいまって、時間切れのために審議途中で廃案となった。

その後2015年になると、銀行法案が再び国会で審議対象となっており、現在は年内の国会通過を目指して審議がなされている⁶⁶⁾。

これは人口や資源が豊富で経済成長性の高いインドネシアの金融市場において積極的な投資を行いたい外資系金融機関の事業展開の足かせとなる可能性が高い。例えば、新銀行法が施行された場合、現在、現地法人ではなく支店形式で営業を行っている三菱東京UFJ銀行等の外国銀行は、現地法人設立義務などの業務活動上の影響を直接受けることになる。

そこで、以下ではその問題点の検討を行うこととする。このような保護主義政策によって、外資系企業の自由な経済活動が不当に妨げられることになれば、非関税障壁としてWTO上の通商問題にもなりうるからである。

まず、新銀行法案の詳細については監督官庁からの公式発表がないため、その全容は未だ明らかではないものの、報道資料を見る限りでは、相互主義の観点から、既得権益保護のような祖父条項はなく、従来99%までの出資が認められてきた合弁銀行は、全て地場の株式会社の銀行となって、今後10年以内に40%まで出資比率を引き下げようとして要求される予定とのことである⁶⁷⁾。

この外資規制改正を巡っては、以下のような問題が考えられる。

そもそもシンガポール政府の措置に対する相互主義として、インドネシア銀行法が規定する99%上限で外資系による株式取得を許容する方針について、行政規則によって40%上限に変更することは正当化されるのだろうか。インドネシアは相互主義的な観点からMFN待遇の例外措置を取る場合があると、GATSの金融サービス自由化約束では記載されているので、シンガポールがそのような措置を実施しているのかについて検討をする。

確かにシンガポールでは、以前は外国銀行に対する40%の株式取得の上限枠が存在していたが、近年では外国銀行を積極的に誘致することで、国内銀行の競争力を高める施策を推進している。具体的には、1999年5月には外国銀行による株式取得上限枠(40%)を撤廃することで、外国銀行のシンガポールへの参入を促進している⁶⁸⁾。

もし仮に従前のシンガポールの外資規制が現在も存続していたならば、相互主義の観点から、同等の制限をMFN例外としてDBSに課すことが許容される可能性もありえる。また、シンガポ

⁶⁶⁾ The Jakarta Post (2015) 「Banking bill a priority for House this year」

(<http://m.thejakartapost.com/news/2015/02/09/banking-bill-a-priority-house-year.html>)

⁶⁷⁾ インドネシア銀行法改正については、The Jakarta Post (2014) 「Restriction on foreign banks eyed」

(<http://www.thejakartapost.com/news/2014/07/14/restriction-foreign-banks-eyed.html>) や The Jakarta Post (2015) を参照。

⁶⁸⁾ ゆうちょ財団 (2014) 参照。

ール銀行法では現在も外資系の株式取得制限を完全になくしたわけではない⁶⁹⁾。そう考えると、相互主義の観点から、インドネシア政府がシンガポール国籍の企業に対して外資制限を行うことも許容されるという考えもありえるのかもしれない。

しかしながら、今回の行政規則や銀行法改正に関して最も問題となるのは、シンガポール国籍以外の他国の銀行に対しても、相互主義の観点から、同様の規制を一律に実施しようとしている点である。つまり、インドネシアは GATS 上では 51% までの銀行株式取得を外資系企業に認めるという自由化約束をしているのに対し、銀行法を改正して 40% 上限に変更しようというものである。

これに対して日本の場合、40% のような外資規制は銀行法には規定されておらず⁷⁰⁾、WTO の自由化約束でもそのような外資制限は行っていない以上、相互主義による例外として果たして認められるのだろうか。

GATS においては、このような例外が許容される条件として、一般的例外に該当する場合が挙げられる。一般的例外にあたるものとして、GATS 上では安全保障や公衆衛生目的といった GATS の自由化内容に適合しない措置実施に対する正当化事由が例示列挙されている(14 条及び 14 条の 2)。そのため、今回の外国銀行への規制が一般的例外に該当する場合には GATS 上の問題とならないといえる⁷¹⁾。

だが、本件のような銀行分野の規制強化は、安全保障などの公共的観点からのものではなく、あくまでも自国産業育成のための保護主義政策の一環といえる⁷²⁾。とすれば、対外通商政策的な観点からみても、このような利己的な目的での外資規制改正は GATS の一般的例外としての正当性は認めがたいといえるだろう。

従って、インドネシア側の当該措置は、51% までの銀行株式取得を外資系企業に認めている GATS の自由化約束違反となる可能性がある (GATS16 条及び 17 条)。

5. おわりに

以上のように、AEC 開始に合わせて、タイとインドネシアという金融サービスの重点支援対象国の分析を通じて、日本政府が今後両国に対してどのような支援を行うことができるのか。調査全体を振り返りながら考えてみることにしたい。

⁶⁹⁾ 例えば、シンガポール銀行法による外資規制として株式取得規制 (15B 条) として 地場銀行に対し 12% 超又は 20% 超の持分又は議決権の取得に対する制限が課されている。以上、JETRO(2014)

⁷⁰⁾ 銀行法では外国銀行の支店設置は免許制 (法第 47 条) や外国銀行の駐在員事務所の届け出制 (第 52 条) はあるが、40% 制限といった外資の持分取得制限条項は特に見当たらなかった。

⁷¹⁾ 一般的例外 (GATS 第 14 条、第 14 条の 2) によれば、公衆道徳の保護、公の秩序の維持、生命又は健康の保護、犯罪の防止、プライバシーの保護及び安全保障等にかかわる例外的な措置の採用・実施は、GATS 協定の存在にもかかわらず可能である。

⁷²⁾ The Jakarta Post(2014) 「Prabowo's camp seeks to amend 'liberal' laws」
(<http://www.thejakartapost.com/news/2014/10/04/prabowo-s-camp-seeks-amend-liberal-laws.html>)

5.1 タイについて

日本政府の立場からみて、タイ側に支援できる点として、以下のようなことが考えられる。

まず、ホットマネーに経済全体が左右される原因でもあるが、国内金融サービス産業の基盤が未だ不十分というタイの現状に鑑みると、今後の中小企業金融の発展のためには民間の商業銀行だけの力に頼るには限界がある。よって、政府信用保証などの公的金融制度の拡充といった形で、日本政府による中小企業金融ノウハウ提供は可能と考える。

また、地場の金融機関数の少なさもあいまって企業の資金調達コスト高を改善するため、金融サービスの自由化の推進や手続上の透明性の向上、そしてエンフォースメント充実を一層図っていくための支援を行うべきである。

更に、AEC 発足に伴って金融サービス分野を外資に対して市場開放を進展させていくにあたり、地場金融機関がどのように海外戦略を図っていくかは課題である。2015 年年頭に大手地場銀行の一角をなすアユタヤ銀行が三菱東京 UFJ 銀行に経営統合されることが発表されたように、外資の力を利用した M&A による地場銀行の合従連衡の動きは、今後一層進展する可能性が高いだろう。

2015 年末から AEC が発足予定とされているものの、金融サービスセクターは ASEAN 加盟国毎の発展状況が大きく異なることもあって、これまでのところ目立った自由化の進展状況は見られていない⁷³⁾。そのため、金融サービス分野の市場統合が AEC によって今後どのように進展するかは依然不透明な状況といえる。

他方、金融セクター以外の市場統合の動きとして、例えば、教育分野については、ASEAN 域内の人的交流促進のため、大学の開講時期を 9 月に統一化(タイでは 2014 年度から実施)して、域内各国の交換留学生の大幅増員など、地道に統一化への努力を行っている。

タイの銀行サービスの外資規制は WTO の自由化約束の範囲内であり、第 3 モードや第 4 モードについては制約が多いものの、監督当局の対応としては、今後も規制緩和を進めて自由化を進展させていく方向にある。

タイ金融の歴史的展開としては、国内の金融機関不足を補うために、外資系金融機関の力を上手に利用して成長させてきた点に特徴がある。

確かに外国銀行に門戸を閉ざしていた鎖国時代とは異なるとはいえ、現在も外国資本が銀行業務を行うための免許取得は容易とはいえない。だが、現在は、FSMP に基づき、進出希望の外国銀行の業務内容や実績を慎重に調査した上で、タイ経済にとってメリットのある相手と判断すれば銀行免許を出すという外資開放姿勢を取るようになってきている⁷⁴⁾。関連手続や法令についても、透明性や予見可能性はある程度確保されており、WTO のサービス自由化約束表の遵守状況に沿っているといえそうである。

タイでは、21 世紀になってから一人当たりの GDP が大幅に増加するなど、経済発展が急速に

⁷³⁾ アピバーンシー公使参事官(在日タイ大使館経済財政部)、谷野創様 (SBCS Co. Ltd) 等の専門家からのヒアリング。

⁷⁴⁾ 例えば、2014 年には、タイ財務省から認可を受けた三井住友信託銀行や ANZ 銀行 (オーストラリア・ニュージーランド銀行) が子会社となる現地法人の設立を発表している。

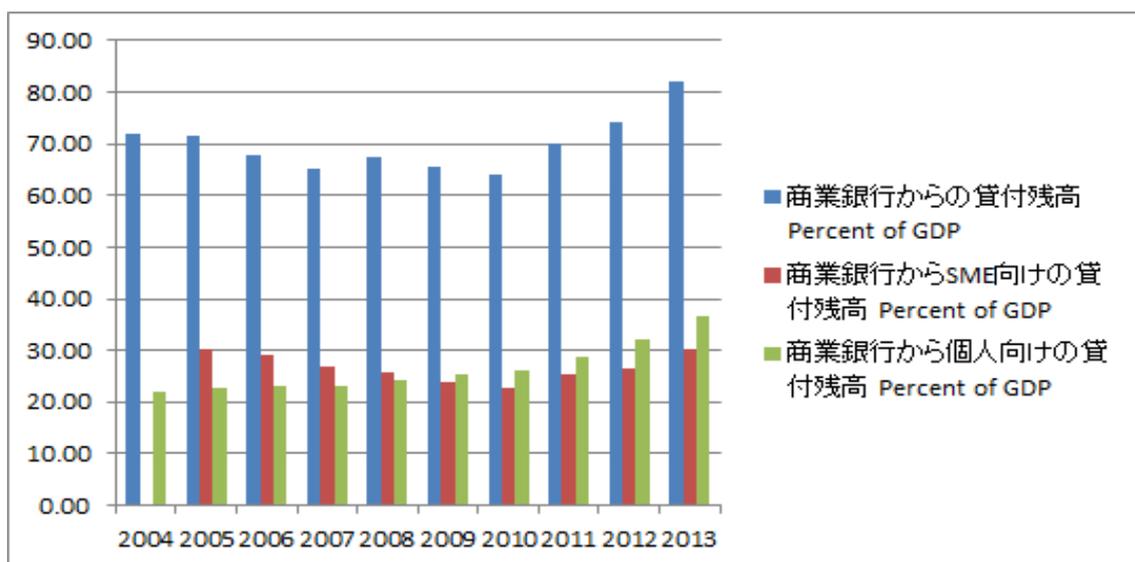
進んでおり、個人所得や中小企業の発展は目覚ましいものがある【表8 タイとインドネシアの一人当たりGDP推移】。

他方、金融の観点からみると、タイでは貸付残高全般や個人向け貸付は比較的順調に増加しているものの、SME（中小企業向け）の与信は対GDP比率30%程度で頭打ちとなっており、中小企業向けの金融が不足している傾向が顕著である【表12 タイの商業銀行の貸付残高の対GDP比率(2004-2013年)】。

中小企業金融の発展の遅れのために、中小企業に対しては必要な資金が十分行き届かず、タイ経済を牽引する自動車産業などの製造業を支える裾野産業がなかなか育ちにくい状況にある。

よって、中小企業向け金融の拡充は、タイの金融サービス分野発展において大きな課題といえる。特に、地域密着型の信用金庫のような中小企業金融機関は不足しているので、日本の中小企業金融のノウハウが活用できる点も多いにあるだろう。

【表12】タイの商業銀行の貸付残高の対GDP比率(2004-2013年)



出典：IMF Data warehouse (2014年10月14日最終閲覧) より作成。

更に、AECが本格的に始動した場合、M&Aや資産規模拡大戦略をどう図っていくかは課題である。先述したように、タイでは金融分野の鎖国時代が長かったこともあって、地場の商業銀行の資産規模はASEANのリーディングバンクとなるには不十分である。実際、ASEAN内ではシンガポール系の銀行が上位を独占し、次にマレーシア系、その後によりやくタイ最大手のバンコク銀行が来る程度であり、域内でも資産規模はさほど大きくない【表10 ASEAN域内主要20行ランキング】。ただし、近年は金融健全性改善のための取り組みが功を奏しているためか、収益性や資本健全性などの総合評価については、マレーシアの大手銀行より上回っているところもある。

今後はAECによって自由化が促進され、域内の外国銀行との間で益々競争が激化することが

見込まれるため、タイの金融サービス業界がどのように立ち回っていくかは重要である。従来からタイの銀行経営者の多くは華人によって占められており、華人的なビヘイビアと同族主義的傾向が強い⁷⁵⁾。そのため、今後のグローバルなビジネス展開のためは、近隣諸国との熾烈な競争と伍していくためにも、企業グループを越えた M&A などの再編を通じて同族経営体質からいかに脱却できるかが鍵となるであろう。

日本からタイへの投資は自動車関連等の製造業が中心であるが、近年は金融サービス業の大型投資も目立つようになってきている。先述したように、三菱東京 UFJ 銀行は 2013 年に大手商業銀行のアユタヤ銀行を子会社化した後、2015 年 1 月 5 日には経営統合を発表した。明治安田生命保険も大手生命保険会社タイライフと戦略提携を行い、15%の資本参加を行う旨を発表した。2014 年には、野村ホールディングスが現地関連会社への出資比率を引き上げ子会社化したほか、三井住友信託銀行が現地子会社の設立を決めるなど、タイおよび周辺国市場とにらんだ大型投資が続いている⁷⁶⁾。

このように日本にとって、タイは重要なビジネスパートナーとして、友好的関係の維持は必要不可欠である。

AEC 発足に向かってタイでは更なる金融自由化の進展が見込まれる中、日本がかつて経験した 1960 年代から地道に取り組んできた資本自由化の教訓を支援の場面で活かすことができるものとする。例えば、資本調達コストの削減や金融機関の規模拡大のための規制緩和政策、金融ビッグバンによる系列を越えた M&A の促進は、時代背景や状況が異なるとはいえども参考となる点があるだろう。

そこで、日本が 1960 年代から 40 年以上かけて経験してきた資本自由化をタイ側の金融支援の側面で活かせる点がないか、最後に考えてみることにしたい。

日本において資本自由化が求められるようになった 1960 年代は、国内企業の外部資金依存率が高く、金利水準も国際的に割高な状況であった。そのため、外資による直接投資を自由化する際の方針として、当時の外資審議会答申によれば、第一に外資の進出に伴う混乱を防止すること、第二に国内企業が外国企業と同等の条件で競争しうる基盤を整えること、第三に外国資本と十分競争しうる企業体質の強化とそれに向けた積極的な産業体制の整備の 3 点が自由化対応として必要になると考えられた⁷⁷⁾。

当時の政府としては、資本自由化に対する民間側の努力を誘導・補完するために、

- (1) 外資による株式取得制限、独占禁止法による弊害防止、エンフォースメント拡充
- (2) 自己資本拡充、金利引き下げ等の手法を利用して企業の長期安定資金調達を容易にするなどの資本市場の整備
- (3) 金融機関の経営統合などを誘導して効率的な金融体制の整備

⁷⁵⁾ 田坂(1996), pp8-9.

⁷⁶⁾ JETRO(2014)「ジェトロ世界貿易投資報告タイ 2014 年版」, p5. 三菱東京 UFJ 銀行ニュースリリース (2015 年 1 月 5 日付)

<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2014/pdf/2014-th.pdf>

⁷⁷⁾ 下條 (1967) , p332.

といった資本自由化対策を実践することを行った⁷⁸⁾。

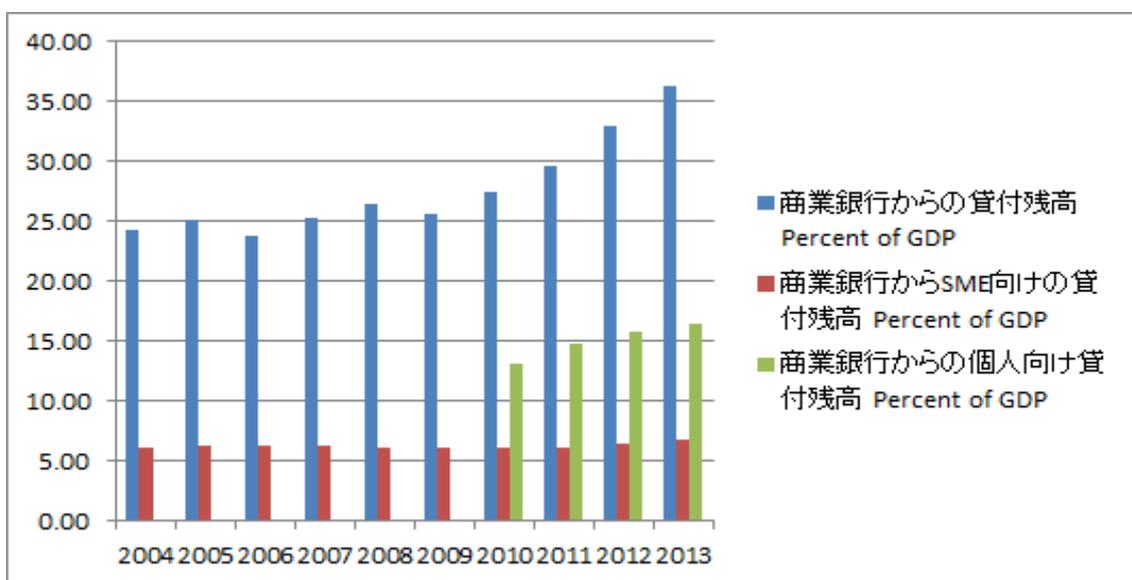
以上のような資本自由化問題に対する当時の日本政府の方針からは、高コスト体質から資本コスト削減のための規制緩和や資本金強化、事前規制から独禁法等の事後規制への転換といった特徴が読み取れる。このような過去40年以上にわたって実践してきた日本の自由化の経験はタイの金融自由化を進めるにあたり、有益な部分もあるといえるだろう。

5.2 インドネシアについて

インドネシアはASEAN内で最大人口を抱え、豊かな資源を有し、1960年代のバンドン会議開催など開発途上国間のオピニオンリーダーとしての歴史とプライドを有する国家である。オランダからの独立を巡って日本側も支援を行った歴史的経緯もあり、親日的な国家である。今日のように、日本と東アジアの近隣諸国との緊張関係が高まりつつある中、安全保障、経済的関係及び今後のエネルギーをはじめとする天然資源確保のためにもインドネシアとの友好的関係の維持と更なる関係の発展は必要不可欠といえる。

ところで、インドネシアにおいては商業銀行が行う金融サービスの中核業務としての貸出業務は、下記の通りである。【表13 インドネシアの商業銀行の預金と貸付残高の対GDP比率】

【表13】インドネシアの商業銀行の貸付残高の対GDP比率(2004-2013年)



出典：IMF Data warehouse(2014年10月14日最終閲覧)より作成。

インドネシアでは拡大しつつある中間層などの消費者人口の多さと豊かな天然資源があり、国としては大きな潜在的可能性がある。今後の経済成長に対する期待もあって、国内企業向け

⁷⁸⁾ 吉田(1967), p52.

貸付残高は25%から36%と上昇しており、国内投資意欲は高まっている。また、個人向け貸付は中間層の拡大によって急速に伸びている成長分野といえる。

他方、これとは対照的に、SME（中小企業）向け貸付残高は一貫して6%程度と低く、中小企業金融は未発達な状況である。従って、インドネシアでは中小企業向けの与信業務の拡充や個人向け金融の支援の必要性が高いといえる。

ただし、中小企業金融でネックとなるのは、中小企業の財務諸表の信憑性など信用情報不足による貸倒れリスクに対し、政府からの支援や法的保護が不十分な点が挙げられる。このようにインドネシアの金融安定性確保や金融体制発展には未だに大きな課題がある。

更に、政治情勢の不安定化による資本流入減少と流出増加（投資回避）、為替レートが経済環境によって大きく左右される点なども金融サービス展開上のリスクとして考えられる。

その上、最近は色々な局面において、極端な民主化の揺り戻しのような保護主義的政策が目立つようになってきている⁷⁹⁾。その背景には、自国産業の脆弱性に対する危機感がある。

金融サービスについても、同様に外資系企業に対する保護主義的規制が高まっている。今回の銀行法改正の動きは、相互主義を盾に、既存の外資系銀行に一律に大幅な出資制限を課している。これには時限的な例外は認められる予定とはいえ、祖父条項のような既得権益保護は認められず、自由な経済活動に対する過度な制限的措置といえる。

更に、従前から支店形式で進出していた外国銀行も新銀行法案のような規制が実施されると、株式会社（PT）を設立した上で、40%の制限を受けることが予定される。このため、先述したように日系の金融機関の対外活動も影響を受けることが予想される⁸⁰⁾。

日系金融機関も規制対象となる銀行法改正案の外国銀行の出資規制については、WTO で自由化約束をした内容とも齟齬があり、例外措置としての正当化も難しい。このようにインドネシアの銀行法改正問題は、日本企業のグローバル展開にも悪影響を与えかねず、WTO の紛争処理案件ともなりうる以上、今後の動向に対する注視が必要である。

そのため、日本政府の立場としては、インドネシア政府に、祖父条項のような例外を認めるような法制にすることや、相互主義の適用は相手国の法制度を考慮した上で制限的に実施してもらいたいということを働きかけていく必要があるものと考えられる。

インドネシア金融規制の透明性や公平性が十分確保されないと、外資による投資は期待通りには伸びていかないだろう。また、近隣諸国が金融サービス分野の外資規制を緩和して、外資

⁷⁹⁾ 2008年にインドネシア国会は鉱業法改正案を可決し、2009年1月に新法が公布され、2014年に施行されている。新法の大きな特徴は、鉱物資源の輸出規制が課される点である。具体的には、採掘されたニッケルなどの鉱物の国内製錬や国内供給優先義務、最低販売価格統制やローカルコンテンツを要求するため、関連日本企業は禁輸措置などで大きな影響を受けているため、日本政府はWTOに不服申立をする方向に向かうなど通商問題に発展する事態となっている。例えば、Indonesia Investments(2014)「Japan Turns to World Trade Organization over Indonesia's Mineral Export Ban」
<http://www.indonesia-investments.com/news/todays-headlines/japan-turns-to-world-trade-organization-over-indonesias-mineral-export-ban/item1841>

⁸⁰⁾ 例えば、新たな銀行法によって、インドネシア進出済の日系金融機関の持分比率が40%以下に制限されて、現地でのPT設立が義務づけられた場合には、従来海外支店扱い企業では、連結財務諸表上の表示変更など財務情報のディスクロージャーにも影響が出る。

を積極的に呼び込もうという戦略を打ち出しているのとは対照的な動きである⁸¹⁾。従って、保護主義圧力を強化することはかえってインドネシアの経済成長や景気回復のネックになるだろう。

更に、これからは安定的大企業ばかりでなく、インドネシアの発展のために欠かせない中小企業などへの融資が益々重要となってくるものの、信用情報等の問題が対インドネシア企業向けの貸付ではネックとなっている。これは、国内金融サービス産業の育成や規制・監督スキルを伸ばしたいと考えているインドネシア政府にとって、中長期的な視点ではマイナスに働くであろう。中小企業を含む地場産業の育成、高付加価値化を図ることが難しいといった課題が解決されない場合には中進国の罫にはまる可能性も否定できず、国内金融サービスには地場産業の成長を支える役割がより一層求められるため、今後の改善が大いに期待される場所である。

5. 3 結語

以上のように、本稿ではタイとインドネシアの2つの国を取り上げて分析を行ったが、どちらもそれぞれ豊かな資源、育ちつつある有力地場産業、日本と比較して高い経済成長、親日的国民性などを有し、日本にとって重要なパートナー国である。

ASEANは2015年末のAEC発足によって、異なる宗教・民族歴史を持つ多様性を許容するASEAN Wayによる市場統一化の進展が促進されることで、世界から一層注目を集めるようになっていく可能性が高い。この中で、金融サービス分野は経済成長に応じて、今後の益々発展が期待される分野であるが、外資規制が厳しいこともあって、モノの貿易と比べると金融機関を含む日系企業の自由な活動は難しい。また、タイやインドネシアの地場の商業銀行については、ASEAN全体でみた場合、資産規模はシンガポールやマレーシアの大手銀行と小さく、国際競争力のある銀行が育っているとは言い難い。よって、AECがスタートする中でどのように銀行その他金融サービス分野を発展させていくかは、両国の今後の重要な政策課題といえる。

今日のように世界的なレベルで民族・宗教対立が高まっている中、今後の成長が楽しみな両国との友好的関係の維持及び更なる発展は、人口減少社会を迎えている日本の将来のためにも極めて重要と考える。

参考文献

<英語>

[1] Acharya,A (2001) ,*Constructing a Security Community in Southeast Asia; ASEAN and the Problem of Regional Order*, Routledge

⁸¹⁾ The Jakarta Post (2015) によれば、フィリピンやマレーシアでは外資規制を緩和する政策を打ち出している。

- [2] ANNEX:SCHEDULES OF SPECIFIC COMMITMENTS (2012)
「Protocol to Implement the Fifth Package of Commitments on Financial Services under the ASEAN Framework Agreement on Services」
(http://www.asean.org/images/2012/Economic/AFMM/Agreement_on_Finance/Schedule%20of%20Specific%20Commitments.pdf)
- [3] The ASEAN Secretariat(2008), 「ASEAN Economic Community Blueprint」
(<http://www.asean.org/archive/5187-10.pdf>)
- [4] The ASEAN Secretariat, (2010-2011), 「ASEAN Economic Community Scorecard 2012 :CHARTING PROGRESS TOWARD REGIONAL ECONOMIC INTEGRATION Phase I (2008-2009) and Phase II,ASEAN ECONOMIC COMMUNITY」
(<http://www10.iadb.org/intal/intalcdi/PE/2012/10132.pdf>)
- [5] The ASEAN Secretariat, (2012-2013), 「ON TRACK TO ASEAN COMMUNITY 2015,ASEAN Annual Report」
- [6] The Banker “Top 1000 World Banks 2014 rankings” *The Banker* , v.164:no.1062,pp180-213
- [7] Bank Indonesia(2014), 「Indonesian Banking Booklet2014」
(<http://www.ojk.go.id/en/indonesian-banking-booklet-2014>)
- [8] BOT(2009) , 「BOT News No54/2552」
(<https://www.bot.or.th/Thai/PressAndSpeeches/Press/News2552/n5452e.pdf#search=FSMP>)
- [9] BOT (2012) , 「Annual Report2012」
(http://www.bot.or.th/English/PaymentSystems/Publication/ps_annually_report/Pages/ps_annually_report1.aspx)
- [10] BPS (2015) , 「Foreign Trade Statistics 2014」
(<http://www.bps.go.id/eng/>)
- [11] IMF(2014), 「World Economic Outlook Databases」
(<http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28>)

[12] Indonesia Investments(2014) 「Japan Turns to World Trade Organization over Indonesia's Mineral Export Ban」

(<http://www.indonesia-investments.com/news/todays-headlines/japan-turns-to-world-trade-organization-over-indonesias-mineral-export-ban/item1841>)

[13] The Jakarta Post (2014) 「Restriction on foreign banks eyed」

(<http://www.thejakartapost.com/news/2014/07/14/restriction-foreign-banks-eyed.html>)

[14] The Jakarta Post(2014) 「Prabowo's camp seeks to amend 'liberal' laws」

(<http://www.thejakartapost.com/news/2014/10/04/prabowo-s-camp-seeks-amend-liberal-laws.html>)

[15] The Jakarta Post (2015) 「Banking bill a priority for House this year」

(<http://m.thejakartapost.com/news/2015/02/09/banking-bill-a-priority-house-year.html>)

[16] Severino, R. C. (2006) , “Southeast Asia In Search of ASEAN Community”, *ISEAS*.

[17] Venkataraman, A(1998-1999),, “Binational Panels and Multilateral Negotiations: A Two-Track Approach to Limiting Contingent Protection “, *37 Colum. J. Transnat'l L.* 533

[18] WIHARDJA M., (2013),”Financial Integration Challenges in ASEAN beyond 2015,”*ERIA Discussion Paper Series(EFIA-DP-2013-27)*.

<和語>

[19] バンコク日本人商工会議所編 (2013) 『タイ国経済概況 2012-2013 年度版』 バンコク日本人商工会議所

[20] 大和総研 (2012) 『事業投資ガイドシリーズ：インドネシア』 大和総研

[21] 橋本信夫・吉岡龍太郎・貴島兼隆 (1976) 「未熟な金融市場」, 吉岡雄一編 『タイ：経済と投資環境』 第8章, pp225-251, アジア経済研究所

[22] 服部孝洋・野村亜紀子(2010) 「EU における「IFRS 強制適用」はどの程度強制的だったのか」 『野村資本市場クォーターリー』 Winter 号

[23] 原洋之介 (2004) 「世界のなかのアジア経済-グローバリズムと地域性の経済学-」 村本孜編著 『グローバリゼーションと地域経済統合』, pp201-225、蒼天社

- [24] 廣田功・加賀美充洋編(2014)『東アジアにおける経済統合と共同体』日本経済評論社
- [25] 石川幸一・清水一史・助川成也編(2009)『ASEAN 経済共同体:東アジア統合の核となりうるか』日本貿易振興機構
- [26] 石川幸一(2008)「ASEAN 経済共同体とは何か:ブループリントから読めるもの」『季刊国際貿易と投資』No. 7 pp30-55.
- [27] JETRO(2014)「世界貿易投資報告 2014 年版」(<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2014/pdf/>)
- [28] JETRO(2014)「シンガポール進出に関する基本的なシンガポールの制度:外資に関する規制」(http://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_02/)
- [29] 栗原毅(2011)「ASEAN+ 3 地域金融協力:10年の成果と今後の課題」『国際金融』1228号, pp14-27.
- [30] 国松麻季(2006)「自由貿易協定/経済連携協定(FTA/EPA)における金融サービス貿易自由化の進捗」『国際金融』1171号, pp. 22-27.
- [31] 駒井洋(1976)「企業者としての華僑の特性」, 吉岡雄一編『タイ:経済と投資環境』第10章, pp287-300, アジア経済研究所
- [32] 小寺彰(1999)「金融分野におけるWTO規律の法構造」『日本銀行金融研究所 Discussion Paper No. 99-J-45』
- [33] 国際協力銀行(2012)「タイの投資環境」国際協力銀行(www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/inv...ja/.../jbic_RIJ_2012005.pdf)
- [34] 国際協力銀行(2012)「インドネシアの投資環境」国際協力銀行(www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/inv...ja/.../jbic_RIJ_2012004.pdf)
- [35] 三井住友銀行バンコック支店、SBCS Co. Ltd (2014)「タイ国経済情勢と日系企業の展開」
- [36] 美根慶樹(1986)「サービス貿易の自由化について」, 蠟山昌一・浅野正一郎・上野光平編『サービス貿易摩擦』, pp. 9-16、日本経済新聞社
- [37] 宮家邦彦(1996)『解説WTOサービス貿易一般協定』外務省経済局
- [38] みずほ総合研究所(2014)『図解 ASEAN の実力を読み解く: ASEAN を理解するのに役立つ

46のテーマ』東洋経済新報社,

[39] 日本機械輸出組合 (2000) 『投資とサービスの国際規律と自由貿易協定』日本機械輸出組合

[40] 日本総合研究所 (2014) 「アジア・マンスリー」 Vol. 14 No. 165,
(<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/asia/pdf/7752.pdf>)

[41] 大嶋秀雄 (2014) 「東南アジア諸国における銀行の経営構造：金融の発展段階による分類からの考察」 『JRI レビュー』 Vol. 7 No. 17,
(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/7439.pdf>)

[42] 下條進一郎編 (1967) 『資本自由化の現状と展望』金融財政事情研究会

[43] 末廣昭編 (2002) 『タイの制度改革と企業再編：危機から再建へ』日本貿易振興会アジア経済研究所

[44] 末廣昭 (2008) 「経済社会政策と予算制度改革：タックシン首相のタイ王国の現代化計画」
玉田芳史・船津鶴代編 (2008) 『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』第7章, pp237-285, アジア経済研究所

[45] 高安健一 (2008) 「タイにおける金融改革の評価と政策課題」 『アジア研究』 Vol. 54, No. 2, (<http://www.jaas.or.jp/pdf/54-2/33-47.pdf>)

[46] 高安健一 (2005) 『アジア金融再生：危機克服の戦略と政策』勁草書房

[47] 田坂敏雄 (1996) 『パーツ経済と金融自由化』御茶の水書房

[48] 田中素香他 (2011) 『現代ヨーロッパ経済』有斐閣

[49] チェッキーニ, P 著・田中素香訳 {1988} 『EC市場統合・1992年：域内市場完成の利益』東洋経済新報社

[50] 坪井善明 (2009) 「EUと東アジア経済」 廣田功編 『欧州統合の半世紀と東アジア共同体』, pp239-245, 日本経済評論社

[51] 山中崇 (2012) 「タイの銀行セクター：ASEAN 経済共同体創設を控え、地域統合への対応

が喫緊の課題」『公益財団法人国際通貨研究所 Newsletter』No. 26

[52] ゆうちょ財団 (2013) 「インドネシアの金融法制」

(http://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research/detail/Indonesia.pdf)

[53] ゆうちょ財団 (2014) 「郵便貯金等リテール金融分野に係る各国諸制度の調査内容の現行化」(https://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research/detail/Singapore.pdf)

[54] 吉田富士雄(1967)『資本自由化と外資法』財政経済弘報新社

[55] 吉岡雄一編(1976)『タイ：経済と投資環境』アジア経済研究所



金融庁金融研究センター

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1
中央合同庁舎 7号館 金融庁 15階

TEL: 03-3506-6000(内線 3293)

FAX: 03-3506-6716

URL: <http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>